

受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則

制定	平成 20 年 1 月 30 日
改正	平成 20 年 3 月 17 日
改正	平成 20 年 6 月 12 日
全部改正	平成 20 年 12 月 4 日
改正	平成 21 年 3 月 30 日
改正	平成 21 年 9 月 28 日
改正	平成 21 年 10 月 26 日
改正	平成 22 年 3 月 29 日

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的等（第 1 条 - 第 6 条）

第 2 節 機構取扱対象信託受益証券（第 7 条 - 第 12 条）

第 3 節 発行者の決定事項等の通知（第 13 条）

第 4 節 信託受益証券機構加入者及び信託受益証券口座管理機関

第 1 款 信託受益証券振替口座簿の保存（第 14 条）

第 2 款 機構による口座開設手続等（第 15 条 - 第 20 条）

第 3 款 信託受益証券口座管理機関による口座開設手続（第 21 条 - 第 22 条）

第 4 款 信託受益証券間接口座管理機関に係る機構の承認（第 23 条 - 第 28 条）

第 5 節 加入者情報に関する取扱い（第 29 条 - 第 31 条）

第 6 節 電磁的方法による通知又は請求等（第 32 条 - 第 33 条）

第 2 章 信託受益証券の保管及び振替等に関する取扱い

第 1 節 信託受益証券振替口座簿とその記録事項等（第 34 条 - 第 38 条）

第 2 節 信託受益証券の預託

第 1 款 預託の取扱い（第 39 条 - 第 42 条）

第 2 款 上場前信託受益証券の預託に関する取扱い（第 43 条 - 第 47 条）

第 3 款 預託の制限の取扱い（第 48 条 - 第 49 条）

第 3 節 保管又は管理の取扱い（第 50 条 - 第 52 条）

第 4 節 預託信託受益証券の不足の補てん（第 53 条 - 第 58 条）

第 5 節 口座振替

第 1 款 振替の申請及び信託受益証券振替口座簿への記録等（第 59 条 - 第 62 条）

第 2 款 機構における振替手続の特例（第 63 条 - 第 65 条）

第 3 款 振替の制限の取扱い（第 66 条 - 第 67 条）

- 第 6 節 受益権の併合に係る手続（第 68 条 - 第 70 条）
 - 第 7 節 受益権の分割に係る手続（第 71 条 - 第 73 条）
 - 第 8 節 信託受益証券の交付
 - 第 1 款 信託受益証券の交付申請の取扱い（第 74 条 - 第 76 条）
 - 第 2 款 信託受益証券の交付の取扱い（第 77 条 - 第 80 条）
 - 第 3 款 信託受益証券の交付の延期に係る取扱い（第 81 条 - 第 83 条）
 - 第 9 節 特別受益者の申出等に関する取扱い
 - 第 1 款 特別受益者の申出（第 84 条 - 第 91 条）
 - 第 2 款 特別受益者の申出の簡略化の取扱い（第 92 条 - 第 98 条）
 - 第 3 款 信託財産名義の取扱い（第 99 条 - 第 106 条）
 - 第 10 節 信託受益証券振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続（第 107 条 - 第 110 条）
 - 第 11 節 総受益者通知に係る手続（第 111 条 - 第 118 条）
 - 第 12 節 担保信託受益証券に関する取扱い（第 119 条 - 第 124 条）
 - 第 13 節 分配金に関する取扱い（第 125 条 - 第 130 条）
 - 第 14 節 信託受益証券の取扱廃止時の取扱い（第 131 条）
- 第 3 章 信託財産と信託受益証券との転換の取扱い
- 第 1 節 転換の取扱い（第 132 条 - 第 133 条）
 - 第 2 節 追加信託の取扱い（第 134 条 - 第 137 条）
 - 第 3 節 信託の一部解約の取扱い（第 138 条 - 第 141 条）
- 第 4 章 手数料（第 142 条 - 第 145 条）
- 第 5 章 雑則（第 146 条 - 第 154 条）
- 附則

第 1 章 総則

第 1 節 目的等

（目的）

第 1 条 この規則は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項ただし書及び一般振替機関の監督に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 1 号。以下「命令」という。）第 6 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が主務大臣の承認を受けた受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する業務（以下「受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち、第7号に規定する信託受益証券を対象とした保管及び振替決済に関する業務をいう。
- (2) 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度 金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券のうち、第7号に規定する信託受益証券を対象とした保管及び振替決済に関する制度をいう。
- (3) 外国株信託受益証券 金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券(金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。)であるものをいう。
- (4) 外国ETF信託受益証券 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第11号に規定する外国投資証券であるものをいう。
- (5) 内国商品現物型ETF 金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。)をいう。
- (6) 外国商品現物型ETF信託受益証券 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、受託有価証券が外国商品現物型ETF(金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの(当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。)をいう。)であるものをいう。
- (7) 信託受益証券 外国株信託受益証券、外国ETF信託受益証券、内国商品現物型ETF及び外国商品現物型ETF信託受益証券を総称していう。
- (8) 取扱信託受益証券 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱う信託受益証券をいう。
- (9) 預託信託受益証券 第39条第1項又は第2項の規定により機構に預託された信託受益証券をいう。
- (10) 信託受益証券口座管理機関 口座管理機関(株式等の振替に関する業務規程(以下「株式等業務規程」という。)第2条第12号に規定する口座管理機関をいう。以下

同じ。)のうち、他の者のために信託受益証券の取扱いを行うための口座を開設した者をいう。

- (11) 信託受益証券直接口座管理機関 直接口座管理機関(株式等業務規程第2条第13号に規定する直接口座管理機関をいう。以下同じ。)のうち、第15条の規定により機構から信託受益証券の取扱いに係る顧客口(第27号に規定する顧客口をいう。以下、次号及び第19号において同じ。)の開設を受けた者をいう。
- (12) 信託受益証券間接口座管理機関 間接口座管理機関(株式等業務規程第2条第14号に規定する間接口座管理機関をいう。以下同じ。)のうち、第23条の規定により機構から承認を受けた者であって他の信託受益証券口座管理機関から信託受益証券の取扱いに係る顧客口の開設を受けた者をいう。
- (13) 振替機関等 機構及び信託受益証券口座管理機関をいう。
- (14) 信託受益証券加入者 加入者(株式等業務規程第2条第16号に規定する加入者をいう。以下同じ。)のうち、振替機関等から信託受益証券の取扱いを行うための口座の開設を受けた者をいう。
- (15) 信託受益証券機構加入者 機構加入者(株式等業務規程第2条第17号に規定する機構加入者をいう。以下同じ。)のうち、第15条の規定により機構から信託受益証券の取扱いを行うための口座の開設を受けた者をいう。
- (16) 信託受益証券振替口座簿 振替機関等が作成する信託受益証券の取扱いを行うための振替口座簿をいう。
- (17) 直近上位機関 信託受益証券加入者にとってその口座が開設されている振替機関等をいう。
- (18) 上位機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 直近上位機関
 - ロ 直近上位機関の直近上位機関
 - ハ 前口又はこのハの規定により上位機関に該当するものの直近上位機関
- (19) 直近下位機関 振替機関等が第15条又は第21条の規定により信託受益証券に係る顧客口を開設した信託受益証券口座管理機関をいう。
- (20) 下位機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 直近下位機関
 - ロ 直近下位機関の直近下位機関
 - ハ 前口又はこのハの規定により下位機関に該当するものの直近下位機関
- (21) 共通直近上位機関 複数の信託受益証券加入者に共通する上位機関であって、その下位機関のうち当該各信託受益証券加入者に共通する上位機関がないものをいう。
- (22) 発行者 受益証券発行信託の受託者(信託法(平成18年法律第108号)第2条第5項に規定する受託者をいう。)であって、信託受益証券を発行する者をいう。
- (23) 受益者 信託受益証券に係る受益権の受益者(信託法第2条第6項に規定する受

益者をいう。)をいう。

- (24) 特別受益者 信託受益証券加入者が、その直近上位機関に対し、当該信託受益証券につき、他の信託受益証券加入者を受益者として総受益者通知(第116条に規定する総受益者通知をいう。以下同じ。)をすることを求める旨の申出をした場合における当該信託受益証券に係る他の信託受益証券加入者をいう。
- (25) 信託受益証券機構加入者口座 機構が第15条第1項の口座開設の申請に基づき同条第2項の規定により開設する信託受益証券の取扱いを行うための口座をいう。
- (26) 自己口 信託受益証券振替口座簿中の信託受益証券加入者の口座のうち、当該信託受益証券加入者が信託受益証券についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座をいう。
- (27) 顧客口 信託受益証券振替口座簿中の信託受益証券口座管理機関の口座のうち、当該信託受益証券口座管理機関又はその下位機関の信託受益証券加入者が信託受益証券についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座をいう。
- (28) 保有欄 信託受益証券加入者の自己口の第34条第2項第3号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。
- (29) 口座種別 信託受益証券機構加入者口座における自己口又は顧客口の別をいう。
- (30) 属性区分 信託受益証券機構加入者口座において、機構が定める信託受益証券をそれ以外の信託受益証券と区別するための区分をいう。
- (31) 保有口 信託受益証券機構加入者口座の自己口に記録をすべき信託受益証券を記録する欄(次号及び第33号に規定する欄を除く。)の属性区分をいう。
- (32) 信託口 信託受益証券機構加入者が信託の受託者であるときに、信託受益証券機構加入者口座の自己口に記録すべき信託受益証券のうち信託財産であるものに限り記録する欄の属性区分をいう。
- (33) 担保専用口 信託受益証券機構加入者口座の自己口に記録をすべき信託受益証券(特別受益者の申出(第87条第1項の申出をいう。以下同じ。)があったものとして取り扱うものに限る。)に限り記録する欄の属性区分をいう。
- (34) 顧客口(属性区分) 信託受益証券機構加入者口座の顧客口に記録をすべき信託受益証券を記録する欄の属性区分をいう。
- (35) 区分口座 口座種別、属性区分及び番号の組み合わせで識別される信託受益証券機構加入者口座の内訳区分をいう。
- (36) 特別受益者管理簿 第86条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。
- (37) 信託財産名義管理簿 第101条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の範囲)

第3条 機構は、この規則に定めるところにより、次に掲げる受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を行うものとする。

- (1) 信託受益証券の保管に関する業務
- (2) 信託受益証券の振替に関する業務
- (3) 信託受益証券の受益権に係る権利処理等の業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯又は関連する業務

(業務の取扱時間)

第4条 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に係る取扱時間は、この規則及びこの規則に基づき定める細則(以下単に「細則」という。)に別に定めるところを除くほか、午前9時から午後5時までとする。

- 2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、信託受益証券の発行者(受益権原簿管理人(信託法第188条に規定する受益権原簿管理人をいう。以下同じ。))が定められている場合には、当該受益権原簿管理人を含む。以下、次条及び第6条において同じ。) 信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(休業日等)

第5条 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に係る休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び3日並びに12月31日

- 2 機構は、必要があると認める場合には、前項の休業日以外の臨時休業日又は同項の休業日に係る臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、信託受益証券の発行者、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(業務の臨時停止)

第6条 機構は、必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかに、信託受益証券の発行者、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

第2節 機構取扱対象信託受益証券

(機構取扱対象信託受益証券)

第7条 機構は、次の各号のすべてに該当する信託受益証券（以下「機構取扱対象信託受益証券」という。）であって次条第1項の同意を得たものを受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱うものとする。

- (1) 有価証券市場を開設する金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）による上場承認がされていること。
- (2) 機構が行う信託受益証券の保管業務について、当該業務の委託契約が、当該信託受益証券の発行者との間で締結されていること。
- (3) 前号に規定する委託契約により信託受益証券の発行者において保管される信託受益証券が無記名式であること。

（発行者の同意）

第8条 機構は、機構取扱対象信託受益証券につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ、当該機構取扱対象信託受益証券の発行者から書面により、機構での取扱いに係る同意を得るものとする。

- 2 機構取扱対象信託受益証券の発行者が、その信託受益証券について前項に規定する同意を与えるには、信託行為の定めによらなければならない。
- 3 取扱信託受益証券の発行者は、第1項に規定する同意を撤回することができない。
- 4 第1項の書面その他同意に関し必要な事項は、細則で定める。

（信託受益証券の取扱開始に係る通知）

第9条 機構は、前条第1項の同意を得た機構取扱対象信託受益証券について、その取扱いを行う旨その他細則で定める事項を、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対して通知する。

（信託受益証券の取扱いの廃止）

第10条 機構は、特定の銘柄の信託受益証券が機構取扱対象信託受益証券に該当しなくなった場合には、機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において、当該信託受益証券に係る取扱いを廃止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、同項の信託受益証券の流通状況及び信託受益証券の受益権に係る権利処理の状況等を勘案し、その取扱いを継続する必要があると認める場合には、機構が別に定める日まで、その取扱いを継続するものとする。
- 3 機構は、前項の場合において、同項の信託受益証券に係る受益証券発行信託の清算事務（信託法第177条各号に規定する清算受託者の職務に係る事務をいう。）が終了した場合には、当該信託受益証券の取扱いを廃止するものとする。
- 4 前項の規定により、取扱信託受益証券を機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合における取扱廃止後の当該信託受益証

券の取扱いに関する事項は、細則で定める。

(取扱廃止日等の通知)

第 11 条 機構は、特定の銘柄の取扱信託受益証券についての取扱いを廃止することとしたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知する。

- (1) 信託受益証券の発行者 信託受益証券の取扱いを廃止する旨及び取扱いを廃止する日(以下「取扱廃止日」という。)その他機構が定める事項
- (2) 信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間口座管理機関 取扱いを廃止する信託受益証券の銘柄及び取扱廃止日その他細則で定める事項

(発行者が法令等に違反した場合の措置)

第 12 条 機構は、取扱信託受益証券の発行者が次の各号のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該発行者に対し、戒告の処分を行うことができる。

- (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規則、細則又は第 150 条の規定により機構が定めるところに違反した場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合
- 2 機構は、前項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。
- 3 機構は、取扱信託受益証券の発行者が第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該発行者の業務方法に改善が必要であると認めるときは、当該発行者に対し、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行者は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

第 3 節 発行者の決定事項等の通知

(発行者の決定事項等の通知)

第 13 条 取扱信託受益証券の発行者は、細則で定めるところにより、当該信託受益証券に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合又は当該信託受益証券に関する重要な事実が発生した場合には、その内容を機構に対して通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間口座管理機関に対し、その内容を通知する。

第 4 節 信託受益証券機構加入者及び信託受益証券口座管理機関

第 1 款 信託受益証券振替口座簿の保存

(信託受益証券振替口座簿の保存)

第 14 条 振替機関等は、その備える信託受益証券振替口座簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

第 2 款 機構による口座開設手続等

(信託受益証券機構加入者口座の開設)

第 15 条 機構から信託受益証券の取扱いを行うための口座の開設を受けようとする機構加入者又は機構加入申請者(株式等業務規程第 18 条第 1 項に規定する機構加入申請者をいう。以下この節において同じ。) は、機構に対し、細則で定めるところにより、口座開設の申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合には、機構は、その者のために信託受益証券機構加入者口座を開設する。ただし、機構加入申請者に係る信託受益証券機構加入者口座の開設については、株式等業務規程第 18 条第 3 項に規定する機構加入者口座の開設を条件とする。

3 機構は、機構加入者又は機構加入申請者のために信託受益証券機構加入者口座を開設することとした場合には、遅滞なく、当該信託受益証券機構加入者口座の開設を受ける者に対し、口座を開設する日(以下「口座開設日」という。) その他の細則で定める事項を通知する。

4 機構は、信託受益証券機構加入者口座を開設することとした場合には、あらかじめ、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、当該信託受益証券機構加入者口座の開設を受ける者の商号又は名称及びその口座開設日その他の細則で定める事項を通知する。

5 機構は、新たに信託受益証券機構加入者となった者が生じたときは、その旨を公表する。

(口座の種別)

第 16 条 信託受益証券機構加入者口座には、次に掲げる種別を設ける。

(1) 自己口

(2) 顧客口

2 機構加入者又は機構加入申請者が開設を受けることのできる信託受益証券機構加入者口座は、機構加入者口座の種別と同様とする。

3 信託受益証券機構加入者口座における区分口座は、株式等業務規程第 19 条第 3 項の規定に基づき、機構に対して申請した区分口座のうち細則で定める区分口座とする。

4 区分口座は、機構と信託受益証券機構加入者との間の業務処理においては、独立した

口座として取り扱う。

- 5 金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)である信託受益証券機構加入者は、その預託を受けるべき金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(昭和28年大蔵省令第75号)第3条に規定する保証金の全部又は一部が、金融商品取引法第161条の2第2項の規定により信託受益証券をもって代用される場合であって、当該信託受益証券機構加入者の区分口座に当該信託受益証券に係る記録を受けるときは、当該信託受益証券機構加入者の取引のための区分口座と区分しなければならない。
- 6 金融商品取引業者である信託受益証券加入者(信託受益証券機構加入者を除く。以下この項において同じ。)は、その預託を受けるべき金融商品取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第3条に規定する保証金の全部又は一部が、金融商品取引法第161条の2第2項の規定により信託受益証券をもって代用される場合であって、当該信託受益証券加入者の口座に当該信託受益証券に係る記載又は記録を受けるときは、当該信託受益証券加入者の取引のための口座と区分しなければならない。
- 7 金融商品取引業者等(金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。)である信託受益証券機構加入者は、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第27号及び第28号に規定する証拠金等の全部又は一部が、同条第3項の規定により信託受益証券をもって代用される場合であって、当該信託受益証券機構加入者の区分口座に当該信託受益証券に係る記録を受けるときは、当該信託受益証券機構加入者の取引のための区分口座と区分しなければならない。
- 8 金融商品取引業者等である信託受益証券加入者(信託受益証券機構加入者を除く。以下この項において同じ。)は、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第27号及び第28号に規定する証拠金等の全部又は一部が、同条第3項の規定により信託受益証券をもって代用される場合であって、当該信託受益証券加入者の区分口座に当該信託受益証券に係る記載又は記録を受けるときは、当該信託受益証券加入者の取引のための区分口座と区分しなければならない。

(届出事項に変更があった場合等)

- 第17条 信託受益証券機構加入者は、第15条第1項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合又は機構加入者としての基準(株式等業務規程第18条第3項各号に掲げる基準をいう。)に該当しなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。ただし、機構は、信託受益証券機構加入者が、株式等業務規程第20条第1項又は第3項に基づいて、機構加入者として機構に届出を行った場合には、本項に規定する届出とみなすものとする。
- 2 機構は、信託受益証券機構加入者の商号又は名称の変更に係る信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間口座管理機関への通知は、株式等業務規程第20条第2項の通知

により行うものとする。

(信託受益証券機構加入者口座の廃止)

第 18 条 信託受益証券機構加入者は、機構に対し、細則で定めるところにより、信託受益証券機構加入者口座の廃止を申請することができる。この場合において、当該申請は、その廃止の日として希望する日の 1 か月前までに行わなければならない。

2 機構は、信託受益証券機構加入者が次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当該信託受益証券機構加入者の信託受益証券機構加入者口座を廃止する。

(1) 前項の申請が行われた場合

(2) 機構加入者でなくなった場合

3 信託受益証券機構加入者は、前項の規定により信託受益証券機構加入者口座が廃止される場合には、機構が当該信託受益証券機構加入者口座を廃止する日 (以下「口座廃止予定日」という。) の前に、当該信託受益証券機構加入者口座に記録されている信託受益証券を他の信託受益証券加入者の口座へ振り替えるための手続をとらなければならない。

4 機構は、第 2 項に規定する場合において、口座廃止予定日以後に第 69 条又は第 72 条の規定により、当該信託受益証券機構加入者口座又はその信託受益証券加入者若しくは下位機関の信託受益証券加入者の口座に当該各条に規定する調整受益権数に係る信託受益証券についての増加の記載又は記録がされた場合には、第 2 項の規定にかかわらず、当該信託受益証券機構加入者口座を廃止しない。

5 機構は、信託受益証券機構加入者口座の廃止に伴い生じた損害については、責任を負わない。

6 機構は、信託受益証券機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、当該信託受益証券機構加入者に対し、口座廃止予定日を通知する。ただし、当該信託受益証券機構加入者について、同時に機構加入者口座を廃止する場合には、株式等業務規程第 21 条第 6 項に基づく通知を、本項に規定する通知とする。

7 機構は、前項本文に規定する場合には、あらかじめ、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、当該信託受益証券機構加入者の商号又は名称及び口座廃止予定日その他細則で定める事項を通知する。ただし、当該信託受益証券機構加入者について、同時に機構加入者口座を廃止する場合には、株式等業務規程第 21 条第 7 項に基づく通知を、本項に規定する通知とする。

8 信託受益証券機構加入者は、機構に対し、区分口座ごとに、その廃止を申請することができる。この場合における手続は、信託受益証券機構加入者口座の廃止に関する手続に準じて行うものとする。

9 機構は、信託受益証券機構加入者が信託受益証券機構加入者でなくなった場合には、その旨を公表する。

(信託受益証券機構加入者が法令等に違反した場合の措置)

第 19 条 機構は、信託受益証券機構加入者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該信託受益証券機構加入者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該信託受益証券機構加入者の信託受益証券機構加入者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規則、細則又は第 150 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2 前項の規定による信託受益証券機構加入者口座の廃止は、機構の損害賠償請求権の行使を妨げない。

3 前条第 3 項から第 9 項までの規定は、第 1 項に規定する処分のうち信託受益証券機構加入者口座の廃止の場合について準用する。

4 機構は、第 1 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(信託受益証券機構加入者に対する業務改善の勧告)

第 20 条 機構は、信託受益証券機構加入者が前条第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該信託受益証券機構加入者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該信託受益証券機構加入者に対し、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた信託受益証券機構加入者は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

第 3 款 信託受益証券口座管理機関による口座開設手続

(信託受益証券口座管理機関による口座開設)

第 21 条 機構から信託受益証券の取扱いを行うための顧客口の開設を受けた者又は第 23 条の規定により機構から信託受益証券間口座管理機関の承認を受けた者であってその直近上位機関から信託受益証券の取扱いを行うための顧客口の開設を受けた者(以下この条において「信託受益証券口座管理機関等」という。)は、他の者のために、その申出により信託受益証券の取扱いを行うための口座を開設することができる。

2 信託受益証券口座管理機関等から信託受益証券の取扱いを行うための口座の開設を受けようとする者(以下この条において「口座開設申請者」という。)は、当該信託受益証券口座管理機関等に対し、その旨の申出(以下この条において「口座開設の申請」という。)を行わなければならない。

3 信託受益証券口座管理機関等は、口座開設申請者のために信託受益証券の取扱いを行

うための口座の開設をした場合には、当該口座開設申請者である信託受益証券加入者に対し、その旨の通知をしなければならない。

(信託受益証券加入者との契約)

第 22 条 信託受益証券口座管理機関は、前条第 1 項の規定により信託受益証券加入者の口座を開設する際に、信託受益証券加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

- (1) 当該信託受益証券加入者の口座は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度に基づき開設されるものであって、当該信託受益証券加入者の口座の取扱いその他の受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度に係る事項については、当該契約に定めるところによるほか、この規則、細則その他の機構が受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度に関して定める事項に従うこと。
- (2) 当該信託受益証券加入者は、この規則、細則その他の機構が受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度に関して定める加入者情報の取扱いに同意すること。
- (3) 当該信託受益証券加入者の口座（顧客口を除く。以下同じ。）には、当該信託受益証券加入者が信託受益証券についての権利を有するものに限り記載又は記録をすること。
- (4) 当該信託受益証券加入者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、当該信託受益証券口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。
- (5) 当該信託受益証券加入者は、機構から当該信託受益証券口座管理機関に対し当該信託受益証券加入者の氏名若しくは名称の変更があった旨又は住所の変更があった旨の通知があった場合には、当該信託受益証券口座管理機関が管理する信託受益証券振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することに同意すること。
- (6) 当該信託受益証券加入者は、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当該信託受益証券口座管理機関にその取次ぎを委託すること。
- (7) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券口座管理機関に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所に機構の定める振替制度内字（機構の定める文字集合の範囲内の文字をいう。以下同じ。）に含まれない文字があるときは、当該信託受益証券口座管理機関に対し、振替制度内字への置換えに関する必要な指示を行うこと。
- (8) 当該信託受益証券加入者は、信託受益証券について、当該信託受益証券口座管理機関を通じて機構への預託を行うことができること。ただし、機構の定める預託の制限日を預託日（預託をする日をいう。）とする機構への預託をすることができないこと。
- (9) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券加入者の口座に記載又は記録がされた信託受益証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により交付又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該信託受益証券の発行者の交付申請に係る審査後、交付が認められた場合には、当該信託受益証券口座管理機関に対し、交付の申

請をすることができること。ただし、機構の定める交付の制限日を交付日（交付をする日をいう。）とする交付の請求をすることができないこと。

- (10) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券加入者の口座に記載又は記録がされている信託受益証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により交付、振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該信託受益証券口座管理機関に対し、振替の申請をすることができること。ただし、機構の定める振替制限日（第 66 条第 1 項に規定する振替制限日をいう。）を振替日（振替をする日をいう。以下同じ。）とする振替の申請をすることができないこと。
- (11) 当該信託受益証券加入者は、信託受益証券の発行者が定める転換請求制限日（転換の請求することができない日をいう。）以外の期間については、当該信託受益証券に係る信託財産と信託受益証券との転換の請求をすることができること。ただし、当該信託受益証券に係る受益証券発行信託契約に別段の定めがある場合には、その定めによること。
- (12) 当該信託受益証券加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた信託受益証券について、当該信託受益証券口座管理機関に対し、特別受益者の申出（第 87 条第 1 項の申出をいう。以下同じ。）をすることができること。
- (13) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券加入者が信託の受託者である場合には、その口座に記載又は記録がされている信託受益証券について、当該信託受益証券口座管理機関に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求できること。
- (14) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券口座管理機関に対し、機構に対する担保信託受益証券の届出（第 119 条第 1 項に規定する担保信託受益証券の届出をいう。）の取次ぎの請求をすることができること。
- (15) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券加入者の口座に信託受益証券についての記載又は記録がされている場合には、口座の解約をすることができないこと。
- (16) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券加入者が他の信託受益証券加入者による特別受益者の申出における特別受益者であるときは、当該信託受益証券加入者は口座の解約をすることができないこと。
- (17) 当該信託受益証券加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整受益権数（第 69 条又は第 72 条に規定する調整受益権数をいう。）に係る信託受益証券について当該信託受益証券加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該信託受益証券加入者の口座を解約することができないこと。
- (18) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券口座管理機関に対し、発行者に対する分配金振込指定（第 127 条第 1 項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。）の取次ぎの請求をすることができること。ただし、受益権数比例配分

方式(第125条に規定する受益権数比例配分方式をいう。以下同じ。)の利用を内容とする分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。

イ 当該信託受益証券加入者の口座に記載又は記録がされた信託受益証券に係る受益権の数に係る分配金(第125条に規定する分配金をいう。以下同じ。)の受領を当該信託受益証券口座管理機関又は当該信託受益証券口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

ロ 当該信託受益証券加入者が口座の開設を受けた他の信託受益証券口座管理機関がある場合には、当該他の信託受益証券口座管理機関に開設された口座に記載又は記録がされた信託受益証券に係る受益権の数に係る分配金の受領を当該他の信託受益証券口座管理機関又は当該他の信託受益証券口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の信託受益証券口座管理機関に通知することについては、当該信託受益証券口座管理機関に委託すること。

ハ 当該信託受益証券口座管理機関は、前ロにより委託を受けた他の信託受益証券口座管理機関に対する通知については、当該信託受益証券口座管理機関の上位機関及び当該他の信託受益証券口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

ニ 当該信託受益証券加入者に代理して分配金を受領する信託受益証券口座管理機関の商号又は名称、当該信託受益証券口座管理機関が分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び信託受益証券口座管理機関分配金受領口座ごとの分配金の受領割合等については、発行者による分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

ホ 発行者が、当該信託受益証券加入者の受領すべき分配金を、機構が前ニにより発行者に通知した信託受益証券口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該信託受益証券口座管理機関の信託受益証券加入者に対する分配金支払債務が消滅すること。

(19) 当該信託受益証券加入者は、当該信託受益証券加入者の個人データ(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第75号)第2条第4項に規定する個人データであって、当該信託受益証券加入者の住所、氏名、所有する信託受益証券に係る受益権の数その他必要な範囲のものをいう。)が、総受益者通知において発行者に対して提供されることについて同意すること。

(20) 当該信託受益証券口座管理機関は、当該信託受益証券加入者が信託受益証券間接口座管理機関である場合において、当該信託受益証券加入者に対して機構から通知された事項を連絡すること。

(21) 当該信託受益証券口座管理機関は、自己又はその上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受ける場合には、当該信託受益証券加入者に対し、その旨並びに当該信託受益証券加入者が権利を有する信託受益証券についての記載又は記録がされ

ている顧客口を開設する直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)を通知すること。

第4款 信託受益証券間接口座管理機関に係る機構の承認

(信託受益証券間接口座管理機関の承認)

第23条 信託受益証券口座管理機関から顧客口の開設を受けようとする間接口座管理機関又は株式等業務規程第26条第1項に規定する間接口座管理機関承認申請者(以下「信託受益証券間接口座管理機関承認申請者」という。)は、あらかじめ、機構に対し、細則で定めるところにより、すべての上位機関となるべき者を明示して、機構の承認を得るための申請をしなければならない。

2 機構は、前項の申請があった場合には、信託受益証券間接口座管理機関承認申請者の上位機関が、信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関ではないときを除き、これを承認する。ただし、間接口座管理機関承認申請者に係る信託受益証券間接口座管理機関の承認については、株式等業務規程第26条第2項に規定する間接口座管理機関としての承認を条件とする。

3 機構は、信託受益証券間接口座管理機関承認申請者のために前項の承認をすることとした場合には、当該信託受益証券間接口座管理機関承認申請者及びその上位機関に対し、その承認の日その他の細則で定める事項を通知する。この場合において、当該信託受益証券間接口座管理機関承認申請者は、当該承認の日以後速やかに、信託受益証券口座管理機関(第1項の規定により明示した上位機関となるべき者のうち直近上位機関となるべきものに限る。)から顧客口の開設を受けなければならない。

4 機構は、信託受益証券間接口座管理機関承認申請者のために第2項の承認をすることとした場合には、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、当該信託受益証券間接口座管理機関承認申請者の商号又は名称及びその承認の日その他の細則で定める事項を通知する。

5 他の信託受益証券口座管理機関から顧客口の開設を受けた信託受益証券口座管理機関については、その顧客口ごとに独立した信託受益証券間接口座管理機関として取り扱う。

6 機構は、新たに信託受益証券間接口座管理機関の承認をした場合には、その旨を公表する。

(信託受益証券間接口座管理機関の名称等の変更の届出)

第24条 信託受益証券間接口座管理機関は、商号若しくは名称又は住所その他機構に届け出た事項に変更があった場合又は間接口座管理機関としての基準(株式等業務規程第26条第2項各号に掲げる基準をいう。)に該当しなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。ただし、機構は、信託受益証券間接口座管理機関が、

株式等業務規程第 27 第 1 項又は第 3 項に基づいて、間接口座管理機関として機構に届出を行った場合には、本項に規定する届出とみなすものとする。

- 2 機構は、信託受益証券間接口座管理機関の商号又は名称の変更に係る信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関への通知は、株式等業務規程第 27 条第 2 項の通知により行うものとする。

(信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消し)

第 25 条 信託受益証券間接口座管理機関は、機構に対し、細則で定めるところにより、その信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消しを申請することができる。この場合において、当該申請は、その取消しの日として希望する日の 1 か月前までにしなければならない。

- 2 機構は、信託受益証券間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、その信託受益証券間接口座管理機関の承認を取り消す。
 - (1) 前項の申請をした場合
 - (2) 間接口座管理機関でなくなった場合
 - (3) 信託受益証券間接口座管理機関の上位機関が、信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関ではなくなった場合
- 3 信託受益証券間接口座管理機関は、その信託受益証券間接口座管理機関の承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該信託受益証券間接口座管理機関が口座の開設を受けている直近上位機関の顧客口に記載又は記録されている信託受益証券を他の口座に振り替えるための手続及び当該顧客口の廃止のための手続をとらなければならない。
- 4 機構は、信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消しに伴い生じた損害については、責任を負わない。
- 5 機構は、信託受益証券間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、当該信託受益証券間接口座管理機関に対し、その取消しの日を通知する。ただし、当該信託受益証券間接口座管理機関について、同時に間接口座管理機関としての承認を取り消す場合には、株式等業務規程第 28 条第 5 項に基づく通知を本項に規定する通知とする。
- 6 機構は、信託受益証券間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、当該信託受益証券間接口座管理機関の商号又は名称及びその取消しの日その他細則で定める事項を通知する。ただし、当該信託受益証券間接口座管理機関について、同時に間接口座管理機関としての承認を取り消す場合には、株式等業務規程第 28 条第 6 項に基づく通知を本項に規定する通知とする。
- 7 機構は、信託受益証券間接口座管理機関の承認を取り消した場合には、その旨を公表する。

(信託受益証券間接口座管理機関が法令等に違反した場合の措置)

第 26 条 機構は、信託受益証券間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該信託受益証券間接口座管理機関に釈明の機会を与えたうえ、取締役会決議に基づき、当該信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規則、細則又は第 150 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

2 前項の規定による信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消しは、機構の損害賠償請求権の行使を妨げない。

3 前条第 3 項から第 7 項までの規定は、第 1 項に規定する処分のうち信託受益証券間接口座管理機関の承認の取消しの場合について準用する。

4 機構は、第 1 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(信託受益証券間接口座管理機関に対する業務改善の勧告)

第 27 条 機構は、信託受益証券間接口座管理機関が前条第 1 項各号に掲げる場合に該当し、当該信託受益証券間接口座管理機関の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該信託受益証券間接口座管理機関に対し、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に係る業務方法の改善の勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた信託受益証券間接口座管理機関は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(細則への委任)

第 28 条 この節に定めるもののほか、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券口座管理機関に関し必要な事項は、細則で定める。

第 5 節 加入者情報に関する取扱い

(加入者情報の通知又は変更)

第 29 条 信託受益証券加入者に係る加入者情報 (株式等業務規程第 31 条第 1 項に規定する加入者情報をいう。以下同じ。) の通知又は変更に係る通知は、加入者として、株式等業務規程第 31 条及び第 32 条の規定により行われる通知又は変更に係る通知によるものとする。

(代理人等の届出の取次ぎ)

第 30 条 次に掲げる信託受益証券加入者から発行者への届出に係る取次ぎは、株式等業務規程第 33 条の規定によるものとする。

- (1) 信託受益証券加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の信託法第 193 条に規定する権利を行使し、かつ、同法第 191 条第 3 項の通知又は催告を受領する者の選任に係る届出
- (2) 代理人の選任に係る届出
- (3) 信託受益証券加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定に係る届出（前号の代理人の選任に代えて行うものに限る。）

(細則への委任)

第 31 条 この節に定めるもののほか、加入者情報に関する取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第 6 節 電磁的方法による通知又は請求等

(機構からの通知方法等)

第 32 条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。）であって細則で定めるものにより行うものとする。

- (1) 機構がこの規則又は細則で定めるところにより信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人及び信託受益証券機構加入者に対して行う通知
 - (2) 機構がこの規則又は細則で定めるところにより信託受益証券間接口座管理機関に対して行う通知
 - (3) 信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人及び信託受益証券機構加入者が、この規則又は細則で定めるところにより機構に対して行う請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる通知は、この規則又は細則に別段の定めがある場合を除き、同項の細則で定めるところにより通知した日に相手方に到達したものと取り扱う。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、この規則若しくは細則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合には、同項に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出を同項で定める以外の方法により行うことができるものとする。

(帳簿の電磁的記録による作成)

第 33 条 信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関は、信託受益証券振替口座簿、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿（第 93 条第 1 項に規定す

る特別受益者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下同じ。)及び信託財産名義管理簿を電磁的記録(電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。)により作成することができる。

- 2 機構は、信託受益証券振替口座簿、特別受益者管理簿、信託財産名義管理簿及び第 120 条第 1 項に規定する担保信託受益証券届出記録簿を電磁的記録により作成する。

第 2 章 信託受益証券の保管及び振替等に関する取扱い

第 1 節 信託受益証券振替口座簿とその記録事項等

(信託受益証券振替口座簿の記載事項又は記録事項)

第 34 条 信託受益証券に係る信託受益証券振替口座簿は、信託受益証券加入者の口座ごとに区分する。

- 2 信託受益証券振替口座簿中の自己口には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - (1) 信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 信託受益証券の銘柄(信託受益証券の種類をいう。以下同じ。)
 - (3) 信託受益証券の銘柄ごとの受益権の数
 - (4) 信託受益証券加入者が信託の受託者(以下この節において単に「受託者」という。)であるときは、その旨及び前号の数のうち信託財産であるものの数
 - (5) 第 3 号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日
 - (6) 差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
 - (7) 信託受益証券加入者の口座に記載又は記録がされている信託受益証券についての権利を当該信託受益証券加入者が取得した日と当該信託受益証券について当該信託受益証券加入者の口座に増加の記載又は記録をした日が異なるときは、その取得した日
 - (8) 振替により信託受益証券についての権利の移転を受けた信託受益証券加入者の口座に当該信託受益証券についての増加の記載又は記録をした日と、当該信託受益証券について権利を移転した信託受益証券加入者(細則で定める者に限る。)の口座に当該信託受益証券についての減少の記載又は記録がされた日が異なるときは、その減少の記載又は記録がされた日
 - (9) その他細則で定める事項
- 3 信託受益証券振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
 - (1) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
 - (2) 信託受益証券の銘柄ごとの受益権の数

(3) その他細則で定める事項

(信託受益証券振替口座簿の記載又は記録の変更又は訂正)

第 35 条 振替機関等は、その備える信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該信託受益証券振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

2 振替機関等は、その備える信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(受託者による信託の記録の申請等)

第 36 条 受託者である信託受益証券加入者は、その直近上位機関に対し、当該受託者の口座（顧客口を除く。）に記載又は記録がされた信託受益証券について、第 34 条第 2 項第 4 号に掲げる事項の記載又は記録（以下この章において「信託の記載又は記録」という。）を申請することができる。

2 前項の申請をする信託受益証券加入者は、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 受託者の口座

(2) 当該申請に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄である旨

3 第 1 項の場合においては、信託の受益者（以下この節において単に「受益者」という。）又は信託の委託者（以下この節において単に「委託者」という。）は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。

4 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る信託受益証券についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

5 振替機関等は、第 1 項の申請（第 3 項の規定により受託者に代位して行われたものを含む。）を受けたときは、第 2 項の規定により示されたところに従い、信託の記載又は記録をしなければならない。

6 信託受益証券機構加入者が第 1 項に規定する申請をする場合には、細則で定めるところにより行わなければならない。

(受託者又は受益者による信託の記録の抹消の申請等)

第 37 条 受託者及び受益者は、信託受益証券についての権利を固有財産に帰属させることにより当該信託受益証券についての権利が信託財産に属しないこととなる場合には、受託者の直近上位機関に対し、信託の記載又は記録の抹消を申請することができる。

- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 受託者の口座
 - (2) 当該申請に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数
 - (3) 第1号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄である旨
- 3 第1項の受益者は、同項の規定による申請に際し、申請の原因を示し、かつ、当該申請の原因及び自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。
- 4 信託受益証券機構加入者が第1項に規定する申請をする場合には、細則で定めるところにより行わなければならない。

(細則への委任)

第38条 この節に定めるもののほか、信託受益証券振替口座簿とその記録事項等に関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 信託受益証券の預託

第1款 預託の取扱い

(信託受益証券の機構への預託等)

- 第39条 信託受益証券口座管理機関は、その信託受益証券加入者から機構に預託する信託受益証券の預託を受けた場合には、当該信託受益証券を精査、確認した後、遅滞なく、機構に対して、所定の書面を添付して信託受益証券を預託しなければならない。
- 2 信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関は、自己の有する信託受益証券を、機構に対して、所定の書面を添付して信託受益証券を預託することができる。
 - 3 信託受益証券間接口座管理機関が、その信託受益証券加入者からの信託受益証券を機構に預託する場合又は自己の有する信託受益証券を機構に預託する場合には、その旨を上位機関に通知しなければならない。
 - 4 信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関は、信託受益証券を機構に預託する場合には、細則で定める時間に行わなければならない。
 - 5 信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関は、第1項及び第2項に係る信託受益証券について、偽造又は変造されている疑いがあると認められる場合には、機構に対し、直ちに、その特徴を通知しなければならない。

(預託時の機構の取扱い)

- 第40条 機構は、信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関から信託受益証券の預託を受けた場合には、当該信託受益証券を精査、確認するものとする。
- 2 機構は、前項により預託された信託受益証券を第51条第1項の規定に基づき、預託を

受けた後、速やかに、当該信託受益証券の発行者に保管を行わせるものとする。

(発行者からの新規記録)

第41条 発行者は、第39条第1項又は第2項の規定により、信託受益証券が機構に預託された場合には、機構に対し、速やかに、細則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知(以下この節において「新規記録通知」という。)をしなければならない。

(1) 信託受益証券の銘柄

(2) 前号の信託受益証券に係る受益者である信託受益証券加入者の氏名又は名称が明らかになるものとして細則で定める事項

(3) 前号の信託受益証券加入者のために開設された第1号の信託受益証券の取扱いを行うための口座が明らかになるものとして細則で定める事項

(4) 信託受益証券加入者ごとの第1号の受益権の数

2 信託受益証券機構加入者は、前項の規定に基づく新規記録通知が、当該信託受益証券機構加入者の下位機関の信託受益証券加入者のものである場合には、速やかに、同項各号に掲げる事項を信託受益証券口座管理機関に通知しなければならない。

3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。

4 第1項又は第2項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、新規記録通知が行われた後、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。

(1) 当該振替機関等が信託受益証券の預託を行った信託受益証券加入者の口座を開設した者である場合 当該口座の保有欄における当該信託受益証券加入者に係る預託信託受益証券の受益権の数の増加の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が信託受益証券の預託を行った信託受益証券加入者の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって当該信託受益証券加入者の上位機関であるものの顧客口における当該信託受益証券加入者に係る預託信託受益証券の受益権の数の増加の記載又は記録

5 機構は、信託受益証券機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者及び信託受益証券の発行者に対し、その旨を通知する。

(権利の取得)

第42条 機構に信託受益証券を預託した信託受益証券加入者は、その信託受益証券振替口座簿に記載又は記録された信託受益証券に係る受益権の数に応じて、受益者としての権利を取得するものとする。

第2款 上場前信託受益証券の預託に関する取扱い

(上場前信託受益証券の預託に関する取扱い)

第43条 機構は、上場前の信託受益証券(以下「上場前信託受益証券」という。)を当該信託受益証券に係る信託設定日以降に信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関(発行者から機構に信託受益証券を引き渡すことをもって信託受益証券を受領すること及び当該信託受益証券を機構に預託することにつき、あらかじめ同意した信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関に限る。)のために発行者から受領し保管する。

2 機構は、前項により発行者から受領した上場前信託受益証券を第51条第1項の規定に基づき、発行者に保管を行わせるものとする。

3 発行者は、第1項の規定により、上場前信託受益証券が機構に預託された場合には、速やかに、新規記録通知を行わなければならない。この場合における手続は、第41条の手続を準用する。

(上場前信託受益証券の保管に関する取扱いの廃止)

第44条 機構は、前条の規定により発行者から受領した上場前信託受益証券につき、金融商品取引所への上場が中止された場合には、当該上場前信託受益証券を機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱わないものとする。

2 前項の規定により上場前信託受益証券を機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱わないものとした場合の当該信託受益証券の返還その他の必要な事項は、細則で定める。

(機構が行う信託受益証券の不足の補てん)

第45条 機構は、第43条第1項の規定により発行者から受領した信託受益証券に不足が生じたことが明らかとなった場合には、遅滞なく、不足する受益権の数に相当する信託受益証券を補てんする。

2 機構は、前項の信託受益証券の補てんをするために、保険会社と損害保険契約を締結し、その損害保険契約に基づく保険金により信託受益証券の補てんをする。

3 機構は、前項の保険金のみをもってしては信託受益証券の補てんをすることができない場合には、細則に規定する取締役会が定める限度において、信託受益証券の補てんをする。

(信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関が連帯して行う信託受益証券の不足の補てん)

第46条 第43条第1項に規定する信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管

理機関は、前条によってもなお信託受益証券の補てんがされない場合には、連帯してこれを補てんしなければならない。

(求償権)

第 47 条 機構、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関は、前 2 条により信託受益証券を補てんした場合において、その不足の責めに任ずべき者に対し求償するものとする。

第 3 款 預託の制限の取扱い

(預託の制限日)

第 48 条 機構は、第 111 条各号に規定する日においては、信託受益証券の預託を受け付けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめ、その旨を信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に通知するものとする。

(細則への委任)

第 49 条 この節に定めるもののほか、信託受益証券の預託に関し必要な事項は、細則で定める。

第 3 節 保管又は管理の取扱い

(預託信託受益証券の混蔵保管)

第 50 条 機構は、預託信託受益証券を信託受益証券加入者ごとに分別しないで保管する。

(保管又は管理に係る委託等)

第 51 条 機構は、信託受益証券加入者から預託を受けた信託受益証券の保管又は管理について、当該業務を当該信託受益証券の発行者に委託するものとする。

2 機構は、前項の規定に基づき、信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関から信託受益証券の預託を受けた後、速やかに、預託信託受益証券である旨を明らかにして、当該信託受益証券の発行者に対し信託受益証券の提出を行う。

3 前項の提出を受けた発行者は、当該信託受益証券が、偽造又は変造されている疑いがあると認められる場合には、機構に対し、直ちにその特徴を通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該信託受益証券が、偽造又は変造された信託受益証券であることが明らかになったときは、機構に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

5 第 2 項の提出を受けた発行者は、当該信託受益証券が前 2 項に定める場合を除き、細則で定める不適格な信託受益証券であることが明らかになったときは、機構に対し、直

ちにその旨を通知しなければならない。

(細則への委任)

第 52 条 この節に定めるもののほか、保管又は管理の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第 4 節 預託信託受益証券の不足の補てん

(信託受益証券口座管理機関が行う預託信託受益証券の不足の補てん)

第 53 条 信託受益証券口座管理機関は、次に掲げる事由により預託信託受益証券に不足が生じたことが明らかとなった場合には、不足する信託受益証券に係る受益権の数に相当する信託受益証券の補てんを信託受益証券の銘柄ごとに行わなければならない。

(1) 当該信託受益証券口座管理機関が、その信託受益証券加入者のために備える信託受益証券振替口座簿の記載又は記録に誤りがあった場合において、他の口座への振替その他の事由により、当該信託受益証券振替口座簿の記載又は記録の訂正をすることができないこと。

(2) 第 39 条第 1 項の預託を受けた信託受益証券で、当該信託受益証券口座管理機関が保管又は管理しているものにつき、盗難、紛失又は滅失があったこと。

(3) その他預託信託受益証券に関する当該信託受益証券口座管理機関の事務処理が誤ってされたこと。

(信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関が行う信託受益証券の差替え)

第 54 条 機構は、第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により預託を受けた場合において、預託を受けた信託受益証券が細則で定める不適格な信託受益証券であることが明らかとなったときは、第 35 条第 2 項の規定により信託受益証券機構加入者口座の記録の訂正をする場合を除き、機構に預託を行った信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関に対して、適格な信託受益証券との差替えを請求する。

2 前項の請求を受けた信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関は、遅滞なく、当該不適格な信託受益証券を適格な信託受益証券に差し替えなければならない。

(機構が行う預託信託受益証券の不足の補てん)

第 55 条 機構は、前 2 条に規定する場合を除き、預託信託受益証券に不足が生じたことが明らかとなった場合には、遅滞なく、信託受益証券の銘柄ごとにその補てんをする。前 2 条に規定する場合において、信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理

機関による信託受益証券の補てん又は差替えがされないことが明らかとなったときも同様とする。

- 2 機構は、前項の信託受益証券の補てんをするため、あらかじめ保険会社と損害保険契約を締結し、当該損害保険契約に基づく保険金により補てんをする。
- 3 機構は、前項の保険金のみをもってしては預託信託受益証券の不足のすべてを補てんすることができない場合には、細則に規定する取締役会が定める限度において、追加で補てんする。

(信託受益証券口座管理機関が連帯して行う預託信託受益証券の不足の補てん)

第56条 信託受益証券口座管理機関(第53条及び第54条第2項に規定する場合において、信託受益証券口座管理機関による信託受益証券の補てん又は差替えがなされないことが明らかとなったときの当該信託受益証券口座管理機関を除く。)は、前条によってもなお預託信託受益証券の不足のすべてを補てんすることができない場合には、信託受益証券の銘柄ごとに連帯してこれを負担しなければならない。

- 2 前項の規定により連帯して補てんを行う信託受益証券口座管理機関は、預託信託受益証券の不足が発生した日(預託信託受益証券の不足が発生した日が不明なときは、当該不足が発生したことを機構その他の者が知った日のうち、最も早い日)において信託受益証券口座管理機関であった者(以下この条において単に「信託受益証券口座管理機関」という。)とする。
- 3 信託受益証券口座管理機関は、一律に定額を負担する補てん(以下「第一次補てん」という。)に係る金銭を支払い、第一次補てんによってもなお信託受益証券の補てんがされないときは、預託信託受益証券に係る受益権の数に応じて負担する補てん(以下「第二次補てん」という。)に係る金銭を支払うことにより補てんを行うものとし、金銭の算出方法及び支払方法その他の補てんの方法については、細則で定める。
- 4 機構は、前項の規定により信託受益証券口座管理機関が支払った金銭を、預託信託受益証券の不足の補てんに充当する。
- 5 信託受益証券口座管理機関は、信託受益証券口座管理機関でなくなった日の後も、当該日から5年を経過するまでの間は、前各項の規定による補てんの責任を負う。

(求償権)

第57条 機構及び信託受益証券口座管理機関は、第53条から前条までの規定により信託受益証券の補てん又は差替えをした場合において、その不足の責めに任ずべき者に対し求償するものとする。

(細則への委任)

第58条 この節に定めるもののほか、預託信託受益証券の不足の補てんに関し必要な事項

は、細則で定める。

第5節 口座振替

第1款 振替の申請及び信託受益証券振替口座簿への記録等

(振替手続)

第59条 振替機関等は、特定の銘柄の信託受益証券について、振替の申請があった場合には、第4項から第9項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える信託受益証券振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、この規則に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口を除く。）において減少の記載又は記録がされる信託受益証券加入者が、その直近上位機関に対して行わなければならない。

3 第1項の申請をする者は、当該申請において、細則で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(2) 前項の信託受益証券加入者の口座（以下この章において「振替元口座」という。）において減少の記載又は記録がされるのが保有欄である旨

(3) 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

(4) 振替先口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄である旨

(5) 振替日

4 前項の振替の申請（振替先欄（次項第3号に規定する振替先欄をいう。）が保有欄であるものに限る。）を行う信託受益証券加入者は、同項第1号の信託受益証券を同項第4号の振替先口座の他の信託受益証券加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、その直近上位機関に対し、当該振替の申請に際して当該信託受益証券の受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する信託受益証券口座管理機関に通知することを請求することができる。

5 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、振替日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 第2項の信託受益証券加入者の口座の第3項第2号の規定により示された保有欄における第3項第1号の数（以下この条において「振替数」という。）についての減少の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機

- 関に対する第3項第1号、第3号から第5号まで及び前項の規定により示された事項（以下この章において「振替通知事項」という。）の通知
- (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第4号の規定により示された保有欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録
- (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の信託受益証券加入者の上位機関であるものの顧客口における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知
- 6 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 当該通知をした信託受益証券口座管理機関の顧客口における振替数についての減少の記載又は記録
- (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた振替通知事項の通知
- (3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録
- (4) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の信託受益証券加入者の上位機関であるものの顧客口における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた振替通知事項の通知
- 7 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 8 第5項第4号又は第6項第4号（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 当該信託受益証券口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録
- (2) 当該信託受益証券口座管理機関が振替先口座を開設した者でない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の信託受益証券加入者の上位機関であるものの顧客口における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知
- 9 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場

合における当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。

(信託の記載又は記録の同時申請)

第 60 条 前条第 1 項の振替の申請をする信託受益証券加入者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第 5 項第 3 号、同条第 6 項第 3 号 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) 又は同条第 8 項第 1 号 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の記載又は記録により同条第 3 項第 1 号の信託受益証券についての権利が同項第 3 号の口座の信託受益証券加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合 (第 3 項に規定する場合を除く。) には、当該信託受益証券加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請 (次条及び第 63 条において「信託の記載又は記録の申請」という。) をしなければならない。

(1) 信託の受託者の口座

(2) 当該申請に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄である旨

2 前条第 1 項の振替の申請をする信託受益証券加入者が信託の受託者であって、当該振替の申請に基づく前条第 5 項第 3 号、同条第 6 項第 3 号 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) 又は同条第 8 項第 1 号 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の記載又は記録により同条第 3 項第 1 号の信託受益証券についての権利が信託財産に属しないこととなる場合 (第 3 項に規定する場合を除く。) には、当該信託受益証券加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請 (次条及び第 63 条において「信託の記載又は記録の抹消の申請」という。) をしなければならない。

(1) 信託の受託者の口座

(2) 当該申請に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄である旨

3 前条第 1 項の振替の申請をする信託受益証券加入者が信託の前受託者 (信託法第 59 条第 1 項に規定する前受託者をいう。) であって、受託者の変更に伴う当該振替の申請に基づく前条第 5 項第 3 号、第 6 項第 3 号 (同条第 7 項において準用する場合を含む。) 若しくは第 8 項第 1 号 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) の記載又は記録により同条第 3 項第 1 号の信託受益証券についての権利が同項第 3 号の振替先口座の信託受益証券加入者である新受託者 (信託法第 62 条第 1 項に規定する新受託者をいう。) に移転することとなる場合には、当該信託受益証券加入者は、当該振替の申請 (次項において「増加記載等申請」という。) において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請 (次項及び次条において「受託者変更記載等申請」という。) をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

(1) 信託の前受託者の口座

- (2) 信託の新受託者の口座
 - (3) 当該申請に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数
 - (4) 第 2 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄である旨
- 4 信託法第 56 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで若しくは第 6 号又は公益信託ニ関スル法律（大正 11 年法律第 62 号）第 8 条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者は、前項に準じ、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。

（信託に関する事項の通知及び信託の記載若しくは記録又はその抹消）

第 61 条 振替機関等は、信託受益証券加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第 1 項の信託の記載又は記録の申請があったときは、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 信託の受託者の口座
 - (2) 当該申請に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数
 - (3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄である旨
- 2 前項の通知を受けた振替機関等は、第 59 条第 5 項第 3 号、第 6 項第 3 号（同条第 7 項において準用する場合を含む。）又は第 8 項第 1 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知を受けた内容に従い、その備える信託受益証券振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。
- 3 振替機関等は、信託受益証券加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第 2 項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした信託受益証券加入者の口座における信託の記載又は記録がされている信託受益証券について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をしなければならない。
- 4 振替機関等は、信託受益証券加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第 3 項の受託者変更記載等申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした信託受益証券加入者の口座における信託の記載又は記録がされている信託受益証券について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をするとともに、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 信託の新受託者の口座
 - (2) 当該申請に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数
 - (3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄である旨
- 5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第 59 条第 5 項第 3 号、第 6 項第 3 号（同条第 7 項において準用する場合を含む。）又は第 8 項第 1 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知を受けた内容に従い、その備える信託受益証券振替口座簿における

信託の記載又は記録をしなければならない。

(振替先口座等の照会)

第 62 条 信託受益証券口座管理機関は、信託受益証券加入者による振替の申請を受けたときは、機構に対し、信託受益証券加入者による振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

2 信託受益証券機構加入者は、信託受益証券機構加入者口座の自己口に記録された信託受益証券について振替の申請をしようとする場合には、機構に対し、振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

3 信託受益証券加入者が信託受益証券の担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する信託受益証券口座管理機関が当該信託受益証券加入者から同意を得ているときは、当該信託受益証券口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

4 信託受益証券加入者が信託受益証券機構加入者に対する信託受益証券の担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当該信託受益証券機構加入者が当該信託受益証券加入者から同意を得ているときは、当該信託受益証券機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

5 第 1 項又は第 3 項の照会は、第 1 項又は第 3 項の信託受益証券口座管理機関が信託受益証券間接口座管理機関である場合には、その上位機関である信託受益証券直接口座管理機関を経由して行わなければならない。

6 機構は、信託受益証券口座管理機関又は信託受益証券機構加入者から第 1 項から第 4 項までに掲げる照会を受けたときは、当該照会をした信託受益証券口座管理機関（当該信託受益証券口座管理機関が信託受益証券間接口座管理機関である場合には、その上位機関である信託受益証券直接口座管理機関）又は信託受益証券機構加入者に対し、振替先口座又は振替元口座に係る加入者情報が機構に登録されているか否かその他の細則で定める事項について回答する。

7 機構は、前項の回答をしたときは、当該照会に係る振替先口座又は振替元口座を開設する信託受益証券口座管理機関又は信託受益証券機構加入者（振替先口座又は振替元口座が当該信託受益証券機構加入者の自己口である場合に限る。）に対し、機構が照会を受けた内容その他の細則で定める事項を通知する。

第 2 款 機構における振替手続の特例

(信託受益証券機構加入者による振替請求等)

第 63 条 信託受益証券機構加入者の機構に対する第 59 条第 1 項に規定する振替の申請又は振替通知事項の通知は、細則で定める振替請求により行わなければならない。

2 振替先口座を開設する信託受益証券口座管理機関に対する振替通知事項のうち、機構の設置するコンピュータ・システム及びその情報通信ネットワークにより当該信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券直接口座管理機関に通知されない事項については、当該振替に係る振替請求をした信託受益証券機構加入者又はその下位機関であって振替の申請をした信託受益証券加入者の直近上位機関が当該振替先口座を開設する信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券直接口座管理機関に通知しなければならない。

3 第 1 項の振替請求において、振替先口座として信託受益証券機構加入者口座の信託口が示された場合には、振替請求をした信託受益証券機構加入者から第 60 条第 1 項の信託の記録の申請若しくは第 61 条第 1 項に規定する通知があったもの又は当該信託口の信託受益証券機構加入者から第 36 条第 1 項の信託の記録の申請があったものとみなす。

4 第 1 項の振替請求において、振替元口座として信託受益証券機構加入者の信託口が示された場合には、振替請求をした信託受益証券機構加入者から第 37 条第 1 項の申請又は第 60 条第 2 項の信託の記録の抹消の申請があったものとみなす。

5 第 1 項の振替請求において、振替先口座として信託受益証券機構加入者の保有口又は信託口(細則で定めるものを除く。) が示された場合であって、細則で定めるところにより特別受益者となるべき信託受益証券加入者が通知されたときは、当該振替先口座において信託受益証券についての増加の記録がされると同時に当該信託受益証券について受方信託受益証券機構加入者(振替により増加の記録がされる信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者をいう。以下同じ。) から当該信託受益証券加入者を特別受益者とする申出があったものとみなす。

6 第 1 項の振替請求において、細則で定める事項の通知がされたときは、渡方信託受益証券加入者(振替の申請をした信託受益証券加入者をいう。以下同じ。) から担保信託受益証券の届出があったものとみなす。

7 機構は、信託受益証券機構加入者による振替請求を受けたときは、細則で定めるところにより、その備える信託受益証券振替口座簿及び特別受益者管理簿への記録並びに渡方信託受益証券機構加入者(振替請求を行った信託受益証券機構加入者をいう。以下同じ。) 及び受方信託受益証券機構加入者への通知その他の処理をする。

8 受方信託受益証券機構加入者は、機構から前項の通知を受けたときは、直ちに、その内容を確認し、細則で定める措置を執らなければならない。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第 64 条 信託受益証券機構加入者は、前条第 1 項に規定する振替請求(細則で定めるもの

に限る。以下この条において同じ。)について、細則で定めるところにより、当該振替請求に基づく振替の処理を一時停止する措置の申告及び当該一時停止の解除の申告をすることができる。

(指定金融商品取引清算機関からの振替請求等)

第 65 条 機構は、信託受益証券機構加入者のうち指定金融商品取引清算機関(金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいう。))のうち、細則で指定する者をいう。以下同じ。)が対象取引(金融商品債務引受業(同条第 28 項に規定する金融商品債務引受業をいい、当該指定金融商品取引清算機関が同法第 156 条の 6 第 1 項の業務を行う場合にあっては、同法第 156 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。))の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定金融商品取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る振替請求を、清算参加者(当該指定金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)である渡方信託受益証券機構加入者に代わって行った場合には、当該指定金融商品取引清算機関が指定した振替日において、信託受益証券振替口座簿への減少の記録及び増加の記録並びに当該信託受益証券機構加入者及び当該指定金融商品取引清算機関への通知その他の処理をする。

第 3 款 振替の制限の取扱い

(振替の制限日)

第 66 条 機構は、特定の銘柄の信託受益証券について、振替をしない日(以下この章において「振替制限日」という。)を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

2 信託受益証券加入者は、振替制限日を振替日とする振替の申請又は通知をすることができない。

(細則への委任)

第 67 条 この節に定めるもののほか、口座振替に関し必要な事項は、細則で定める。

第 6 節 受益権の併合に係る手続

(受益権の併合に関する記載又は記録手続)

第 68 条 特定の銘柄の信託受益証券について受益権の併合をしようとする場合には、当該

信託受益証券の発行者は、機構に対し、細則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 当該受益権の併合に係る信託受益証券の銘柄（以下この節において「受益権併合銘柄」という。）
 - (2) 減少比率（受益者の保有する併合前の受益権の数に対する併合後の受益権の数の割合をいう。以下この節において同じ。）
 - (3) 受益権の併合がその効力を生ずる日（以下この節において「受益権併合効力発生日」という。）
 - (4) その他細則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、機構は、信託受益証券機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の細則で定める事項を通知する。
 - 3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた信託受益証券機構加入者が信託受益証券口座管理機関であるときは、当該信託受益証券機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 4 前項の通知は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。
 - 5 振替機関等は、受益権併合効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる信託受益証券（受益権併合銘柄であるものに限る。）について、受益権併合効力発生日において減少の記載又は記録をすべき当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を算出しなければならない。
 - (1) 信託受益証券加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている信託受益証券（次号に掲げるものを除く。） 当該保有欄に記載又は記録がされている当該信託受益証券に係る受益権の数から当該数に減少比率を乗じた数を控除した数
 - (2) 信託受益証券加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている信託受益証券であって特別受益者管理簿又は特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該信託受益証券の特別受益者ごとの受益権の数から当該数に減少比率をそれぞれ乗じた数を控除した数
 - 6 信託受益証券間接口座管理機関は、受益権併合効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、受益権併合効力発生日において当該信託受益証券間接口座管理機関の顧客口に減少の記載又は記録をすべき受益権併合銘柄である信託受益証券の当該減少の記載又は記録をした後の数の合計数を通知しなければならない。
 - 7 信託受益証券機構加入者は、受益権併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、細則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この条において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。
 - (1) 受益権併合効力発生日において当該信託受益証券機構加入者の顧客口に減少の記

録をすべき受益権併合銘柄である信託受益証券の当該減少の記録をした後の受益権の数の合計数その他細則で定める事項

(2) 受益権併合効力発生日において当該信託受益証券機構加入者の担保専用口に減少の記録をすべき受益権併合銘柄である信託受益証券の特別受益者ごとの当該減少の記録をした後の受益権の数の合計数その他細則で定める事項

(3) 受益権併合効力発生日において当該信託受益証券機構加入者の信託財産名義通知信託口に減少の記録をすべき受益権併合銘柄である信託受益証券の信託財産名義ごとの当該減少の記録をした後の受益権の数の合計数その他の細則で定める事項

8 第6項及び前項第1号の顧客口に減少の記載又は記録をすべき信託受益証券の当該減少の記載又は記録をした後の受益権の数は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該信託受益証券口座管理機関の信託受益証券加入者についての第5項各号に掲げる減少比率を乗じた数(その数に一に満たない数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) 第6項の規定により当該信託受益証券口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に減少の記載又は記録をすべき信託受益証券についての当該減少の記載又は記録をした後の受益権の数

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの受益権の数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの受益権の数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの受益権の数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第93条第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるのものとし、信託財産名義ごとの受益権の数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10 信託受益証券口座管理機関は、細則で定めるところにより、受益権併合効力発生日において、その備える信託受益証券振替口座簿中の受益権併合銘柄である信託受益証券についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 信託受益証券加入者の口座(顧客口を除く。) 第5項各号に掲げる数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての減少の記載又は記録

(2) 信託受益証券加入者の口座(顧客口に限る。) 当該口座に記載又は記録がされている受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権の数から第6項の規定によりその直近下位機関から通知された数を控除した数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての減少の記載又は記録

11 機構は、細則で定めるところにより、受益権併合効力発生日において、その備える信託受益証券振替口座簿中の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての記録がされている次の各号に掲げる信託受益証券機構加入者口座において、当該各号に

定める措置を執る。

- (1) 信託受益証券機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。）第 5 項各号に掲げる数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての減少の記録
 - (2) 信託受益証券機構加入者の担保専用口 当該担保専用口に記録がされている受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権の数から新受益権数申告により通知を受けた数を控除した数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての減少の記録
 - (3) 信託受益証券機構加入者の信託財産名義通知信託口 当該信託財産名義通知信託口に記録がされている受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権の数から新受益権数申告により通知を受けた数を控除した数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての減少の記録
 - (4) 信託受益証券機構加入者の顧客口 当該顧客口に記録がされている受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権の数から新受益権数申告により通知を受けた数を控除した数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての減少の記録
- 12 機構は、信託受益証券機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者及び信託受益証券の発行者に対し、その旨を通知する。

（調整受益権数の記載又は記録）

第 69 条 機構は、受益権併合効力発生日の到来に係る総受益者報告を受けたときは、当該受益者の有する受益権の併合後の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権の数のうち受益権併合効力発生日における前条第 10 項又は同条第 11 項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数を減じた数（以下この条において「調整受益権数」という。）を算出し、細則で定めるところにより、その直近下位機関であって第 1 号の口座を開設する信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 調整受益権数についての増加の記載又は記録をすべき口座（顧客口を除く。以下この条において「調整受益権数記録先口座」という。）
 - (2) 調整受益権数記録先口座に記載又は記録をすべき信託受益証券の銘柄及び受益権の数
 - (3) 前号の数の増加の記載又は記録をすべき日（以下この条において「調整受益権数記録日」という。）
 - (4) その他細則で定める事項
- 2 調整受益権数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。

- (1) 調整受益権数 (その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 受益権併合銘柄の受益者の口座 (顧客口を除く。) のうち、前項の減少の記載又は記録をした日において受益権併合銘柄である信託受益証券について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座 (二以上あるときは、そのうちの細則で定める口座)
- (2) 調整受益権数のうち一に満たない端数の合計数 (その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 受益権併合銘柄の発行者の口座 (細則で定める口座に限る。)
- 3 第 1 項の通知があった場合であって、当該通知を受けた信託受益証券直接口座管理機関が同項第 1 号の口座を開設した者でないときは、当該信託受益証券直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項 (この項において準用する場合を含む。) の通知があった場合における当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。
- 5 信託受益証券口座管理機関 (第 1 項又は第 3 項 (前項において準用する場合を含む。) の通知を受けた者に限る。) は、細則で定めるところにより、第 1 項又は第 3 項 (前項において準用する場合を含む。) の規定により通知を受けた調整受益権数記録日において、通知を受けた調整受益権数記録先口座 (当該信託受益証券口座管理機関が調整受益権数記録先口座を開設した者でないときは、当該信託受益証券口座管理機関が第 3 項 (前項において準用する場合を含む。) の規定による通知をした直近下位機関の顧客口) において、当該調整受益権数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数についての増加の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構は、細則で定めるところにより、第 1 項第 3 号の調整受益権数記録日において、次に掲げる措置を執る。
- (1) 第 1 項の規定により通知をした信託受益証券口座管理機関の顧客口における当該信託受益証券口座管理機関に通知をした調整受益権数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録
- (2) 第 1 項第 1 号の調整受益権数記録先口座が信託受益証券機構加入者口座である場合には、当該信託受益証券機構加入者口座における第 1 項第 2 号の数の受益権併合銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録
- 7 機構は、信託受益証券機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者及び信託受益証券の発行者に対し、その旨を通知する。

(細則への委任)

第70条 この節に定めるもののほか、受益権の併合に関し必要な事項は、細則で定める。

第7節 受益権の分割に係る手続

(受益権の分割に関する記載又は記録手続)

第71条 特定の銘柄の信託受益証券について受益権の分割をしようとする場合には、当該信託受益証券の発行者は、機構に対し、細則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 当該受益権の分割に係る信託受益証券の銘柄(以下この節において「受益権分割銘柄」という。)

(2) 増加比率(受益者の保有する分割前の信託受益証券に係る受益権の数に対する分割後の信託受益証券に係る受益権の数の割合をいう。以下この節において同じ。)

(3) 受益権の分割に係る権利確定日及び受益権の分割がその効力を生ずる日(以下この節において「受益権分割効力発生日」という。)

(4) その他細則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、信託受益証券機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の細則で定める事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた信託受益証券機構加入者が信託受益証券口座管理機関であるときは、当該信託受益証券機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。

5 振替機関等は、受益権の分割に係る権利確定日において、次の各号に掲げる信託受益証券(受益権分割銘柄であるものに限る。)の区分に応じ、受益権分割効力発生日において当該信託受益証券についての増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を算出しなければならない。

(1) 信託受益証券加入者の口座(顧客口を除く。以下この項において同じ。)の保有欄に記載又は記録がされている信託受益証券(次号に掲げるものを除く。) 当該保有欄に記載又は記録がされている当該信託受益証券に係る受益権の数に増加比率を乗じた数から当該保有欄に記載又は記録がされている当該信託受益証券に係る受益権の数を控除した数

(2) 信託受益証券加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている信託受益証券であって特別受益者管理簿又は特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該信託受益証券の特別受益者ご

との受益権の数に増加比率をそれぞれ乗じた数から当該保有欄に記載又は記録がされている当該信託受益証券の特別受益者ごとの受益権の数を控除した数

- 6 信託受益証券間接口座管理機関は、受益権の分割に係る権利確定日において、その直近上位機関に対し、受益権分割効力発生日において当該信託受益証券間接口座管理機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき受益権分割銘柄である信託受益証券の当該増加の記載又は記録をした後の受益権の数（受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該増加の記載又は記録をすべき数）の合計数を通知しなければならない。
- 7 信託受益証券機構加入者は、受益権の分割に係る権利確定日において、機構に対し、細則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この条において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。
 - （1）受益権分割効力発生日において当該信託受益証券機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき受益権分割銘柄である信託受益証券の当該増加の記録をした後の受益権の数（受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）の合計数その他細則で定める事項
 - （2）受益権分割効力発生日において当該信託受益証券機構加入者の担保専用口に増加の記録をすべき受益権分割銘柄である信託受益証券の特別受益者ごとの当該増加の記録をした後の受益権の数（受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）の合計数その他細則で定める事項
 - （3）受益権分割効力発生日において当該信託受益証券機構加入者の信託財産名義通知信託口に増加の記録をすべき受益権分割銘柄である信託受益証券の信託財産名義ごとの当該増加の記録をした後の受益権の数（受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）の合計数その他細則で定める事項
- 8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき信託受益証券の当該増加の記録をした後の受益権の数（受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）は、次に掲げる数の合計数とする。
 - （1）当該信託受益証券口座管理機関の信託受益証券加入者についての第5項第1号に掲げる増加比率を乗じた数及び同項第2号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数（受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、同項各号に掲げる数）
 - （2）第6項の規定により当該信託受益証券口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき信託受益証券の当該増加の記載又は記録をした後の受益権の数（受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、同項の規定により当該信託受益証券口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき数）
- 9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの受益権の数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの受益権の数の算出について準用する。この場合において、

特別受益者ごとの受益権の数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第93条第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるのものと、信託財産名義ごとの受益権の数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

- 10 信託受益証券口座管理機関は、細則で定めるところにより、受益権分割効力発生日において、その備える信託受益証券振替口座簿中の受益権分割銘柄である信託受益証券についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 信託受益証券加入者の口座(顧客口を除く。) 第5項各号に掲げる数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記載又は記録

(2) 信託受益証券加入者の口座(顧客口に限る。) 第6項の規定によりその直近下位機関から通知された増加の記載又は記録をすべき受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記載又は記録をした後の数から当該口座に記載又は記録がされている当該信託受益証券の受益権の数を控除した数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記載又は記録(受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、同項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記載又は記録)

- 11 機構は、細則で定めるところにより、受益権分割効力発生日において、その備える信託受益証券振替口座簿中の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての記録がされている次の各号に掲げる信託受益証券機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。

(1) 信託受益証券機構加入者の自己口(担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。) 第5項各号に掲げる数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録

(2) 信託受益証券機構加入者の担保専用口 当該担保専用口について新受益権数申告により通知を受けた数から当該担保専用口に記録がされている受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権の数を控除した数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録(受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該担保専用口について新受益権数申告により通知を受けた数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録)

(3) 信託受益証券機構加入者の信託財産名義通知信託口 当該信託財産名義通知信託口について新受益権数申告により通知を受けた数から当該信託財産名義通知信託口に記録がされている受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権の数を控除した数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録(受益権分

割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該信託財産名義通知信託口について新受益権数申告により通知を受けた数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録)

(4) 信託受益証券機構加入者の口座(顧客口に限る。) 当該顧客口についての新受益権数申告により通知を受けた数から当該顧客口に記録がされている当該信託受益証券に係る受益権の数を控除した数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録(受益権分割効力発生日が権利確定日の翌日でない場合には、当該顧客口についての新受益権数申告により通知を受けた数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録)

12 機構は、信託受益証券機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者及び信託受益証券の発行者に対し、その旨を通知する。

(調整受益権数の記載又は記録)

第72条 機構は、受益権の分割に係る権利確定日に係る総受益者報告を受けたときは、当該受益者の有する受益権の分割後の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権の数のうち受益権分割効力発生日における前条第10項又は第11項の規定による増加の記載又は記録をした後に口座に記載又は記録がされている数を減じて得た数(以下この条において「調整受益権数」という。)を算出し、細則で定めるところにより、その直近下位機関であって第1号の口座を開設する信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 調整受益権数についての増加の記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。以下この条において「調整受益権数記録先口座」という。)

(2) 調整受益権数記録先口座に記載又は記録をすべき信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(3) 前号の数の増加の記載又は記録をすべき日(以下この条において「調整受益権数記録日」という。)

(4) その他細則で定める事項

2 前項第1号の調整受益権数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。

(1) 調整受益権数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 受益権分割銘柄の受益者の口座(顧客口を除く。)のうち、前項の増加の記載又は記録をした日において受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座(二以上あるときは、そのうちの細則で定める口座)

(2) 調整受益権数のうち一に満たない端数の合計数(その数に一に満たない端数があ

るときは、これを切り捨てるものとする。) 受益権分割銘柄の発行者の口座(細則で定める口座に限る。)

- 3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた信託受益証券直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該信託受益証券直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する信託受益証券口座管理機関又はその上位機関である信託受益証券口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。
- 5 信託受益証券口座管理機関(第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。))の通知を受けた者に限る。)は、細則で定めるところにより、第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた調整受益権数記録日において、通知を受けた調整受益権数記録先口座(当該信託受益証券口座管理機関が調整受益権数記録先口座を開設した者でないときは、当該信託受益証券口座管理機関が第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした直近下位機関の顧客口)において、当該調整受益権数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数についての増加の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構は、細則で定めるところにより、調整受益権数記録日において、次に掲げる措置を執る。
 - (1) 第1項の規定により通知をした信託受益証券口座管理機関の顧客口における当該信託受益証券口座管理機関に通知した調整受益権数記録先口座に増加の記録をすべき数についての増加の記録
 - (2) 調整受益権数記録先口座が信託受益証券機構加入者口座である場合には、当該信託受益証券機構加入者口座における第1項第2号の数の受益権分割銘柄である信託受益証券に係る受益権についての増加の記録
- 7 機構は、信託受益証券機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者及び信託受益証券の発行者に対し、その旨を通知する。

(細則への委任)

第73条 この節に定めるもののほか、受益権の分割に関し必要な事項は、細則で定める。

第8節 信託受益証券の交付

第1款 信託受益証券の交付申請の取扱い

(信託受益証券の交付の申請)

第 74 条 信託受益証券加入者は、当該信託受益証券に係る受益証券発行信託契約において、あらかじめ定められた交付事由に該当する場合に限り、その口座における信託受益証券に係る受益権の数に応じた信託受益証券の交付の申請をすることができる。

2 前項の場合において、信託受益証券口座管理機関から口座の開設を受けた信託受益証券加入者は、当該信託受益証券口座管理機関に対して交付の申請をしなければならない。

(発行者への交付申請書の提出)

第 75 条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、発行者に対し、信託受益証券の交付事由その他の細則で定める事項を記載した所定の交付申請書を提出しなければならない。

(1) 信託受益証券口座管理機関が、その信託受益証券加入者から前条第 1 項の申請を受けた場合 当該信託受益証券口座管理機関

(2) 信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関が、自己で有する信託受益証券の交付申請を行う場合 当該信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関

2 前項に規定する発行者への交付申請書の提出は、上位機関を経由せず、信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関から、直接、当該信託受益証券の発行者に対して行うものとする。

(発行者における交付申請の取扱い)

第 76 条 発行者は、前条第 1 項の交付申請書を受領した場合には、当該交付申請が受益証券発行信託契約に定められた交付事由に該当するか否かの審査を行ったうえで、その結果について当該交付申請書を提出した信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関に通知する。

2 発行者は、前項に規定する審査の結果が、交付事由に該当する旨の審査結果である場合には、当該交付申請書を提出した信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関に対して、信託受益証券の交付日その他の細則で定める事項を通知するものとする。

3 発行者は、前項に規定する審査の結果が、交付事由に該当しない旨の審査結果である場合には、当該交付申請書を提出した信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関に対して、信託受益証券の交付を行わない理由その他の細則で定める事項を通知するものとする。

4 発行者は、第 2 項に規定する通知を行う場合には、機構に対して、信託受益証券の機構への引渡日その他の細則で定める事項を通知するものとする。

第2款 信託受益証券の交付の取扱い

(発行者から機構への信託受益証券の引渡し)

第77条 発行者は、前条第4項に規定する信託受益証券の引渡日に、交付すべきこととなる信託受益証券を機構に引き渡すものとする。

(信託受益証券の交付に係る取扱い)

第78条 第76条第2項に規定する場合において、交付申請書を提出した者(以下この款において「申請人」という。)が信託受益証券間接口座管理機関であるときは、当該信託受益証券間接口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 当該交付に係る信託受益証券の銘柄及び受益権の数
- (2) 信託受益証券の交付日
- (3) 交付により減少の記載又は記録がされる口座
- (4) その他機構が定める事項

2 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた信託受益証券口座管理機関が、信託受益証券間接口座管理機関である場合について準用する。

3 次に掲げる場合には、当該各号に定める者は、交付日において当該交付に係る信託受益証券の受益権の数が口座から減少するよう、機構に対し、細則で定める方法により、交付に係る請求を行わなければならない。

- (1) 申請人が信託受益証券機構加入者である場合 当該信託受益証券機構加入者
- (2) 信託受益証券直接口座管理機関が、その直近下位機関から第1項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた者である場合 当該信託受益証券直接口座管理機関

(交付に係る記載又は記録)

第79条 特定の銘柄の信託受益証券について、交付の請求があった場合には、振替機関等は、第4項から第6項までの規定により、当該請求について第3項の規定により示されたところに従い、その備える信託受益証券振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の請求は、交付によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる信託受益証券加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第1項の請求をする信託受益証券加入者(以下この条において「請求人」という。)は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該交付において減少の記載又は記録がされるべき信託受益証券の銘柄及び受益権の数

- (2) 当該請求人の口座において、減少の記載又は記録がされるのが保有欄である旨
- 4 第 1 項の請求があった場合には、当該請求を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 請求人の口座の前項第 2 号の規定により示された保有欄における同項第 1 号の数についての減少の記載又は記録
- (2) 当該振替機関等が信託受益証券口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第 1 号の規定により示された事項の通知
- 5 前項第 2 号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 当該通知をした信託受益証券口座管理機関の口座の顧客口座における第 3 項第 1 号の数についての減少の記載又は記録
- (2) 当該振替機関等が信託受益証券口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第 2 号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第 2 号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
- 7 機構は、信託受益証券機構加入者口座に第 5 項(前項において準用する場合を含む。)の減少の記録をしたときは、当該信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者及び受益権原簿管理人(受益権原簿管理人が選任されていない場合には、当該信託受益証券の発行者)に対し、その旨を通知する。

(機構からの信託受益証券の交付)

第 80 条 機構は、前条の規定により、交付される信託受益証券に係る受益権の数が、信託受益証券機構加入者の口座から減少の記録がされたことを確認したうえで、信託受益証券の発行者に交付申請書を提出した信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関に当該交付に係る信託受益証券を交付する。

第 3 款 信託受益証券の交付の延期に係る取扱い

(発行者による信託受益証券の交付の延期)

- 第 81 条 発行者は、やむを得ない事由により、第 76 条第 2 項に規定する交付日に、信託受益証券の交付をすることができない場合には、速やかに、その旨及び信託受益証券を交付することができる日を、交付申請書を提出した信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関及び機構に通知するものとする。
- 2 発行者は、やむを得ない事由により、第 76 条第 4 項に規定する引渡日に信託受益証券を機構に引き渡せない場合には、速やかにその旨及び信託受益証券の引渡しができる日を機構に通知するものとする。

3 機構は、第1項に規定する場合を除き、やむを得ない事由により、第76条第2項に規定する交付日に、信託受益証券を交付することができない場合には、速やかに、その旨及び信託受益証券を交付することができる日を、交付申請書を提出した信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関及び発行者に通知するものとする。

(交付日の制限)

第82条 機構は、第111条各号に規定する日においては、信託受益証券の交付を行わないことができる。この場合において、機構は、あらかじめ、その旨を信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に通知するものとする。

(細則への委任)

第83条 この節に定めるもののほか、信託受益証券の交付に関し必要な事項は、細則で定める。

第9節 特別受益者の申出等に関する取扱い

第1款 特別受益者の申出

(特別受益者管理簿の備置)

第84条 振替機関等は、特別受益者管理簿を備えなければならない。

(特別受益者管理簿の保存)

第85条 振替機関等は、その備える特別受益者管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(特別受益者管理簿の記載又は記録事項)

第86条 特別受益者管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 特別受益者の申出をした信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 特別受益者の申出に係る信託受益証券についての記載又は記録がされた口座
- (3) 特別受益者の申出に係る信託受益証券の銘柄及び数
- (4) 特別受益者の氏名又は名称及び住所
- (5) 特別受益者の申出を受けた日
- (6) 第3号の数について第1号の信託受益証券加入者の口座に増加の記載又は記録がされた日
- (7) 特別受益者の申出が第3号の数についての増減が生じたことによるものであると

きは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日

(8) その他細則で定める事項

(特別受益者の申出)

第 87 条 信託受益証券加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされた信託受益証券が担保の目的で振替を受けたものである場合には、当該口座を開設する振替機関等に対し、特別受益者の申出をすることができる。

2 前項の申出をする信託受益証券加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 特別受益者の申出を行う信託受益証券についての記載又は記録がされている口座

(2) 特別受益者の申出を行う信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(3) 特別受益者の氏名又は名称及び住所その他細則で定める事項

(4) 特別受益者の申出を行う信託受益証券について第 1 号の口座に増加の記載又は記録がされた日

3 前項第 4 号の日は、特別受益者の申出を行う信託受益証券に係る直近の総受益者通知の受益者確定日とすることはできない。ただし、特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(特別受益者の申出内容の変更の申出)

第 88 条 前条第 1 項の特別受益者の申出をした信託受益証券加入者は、同条第 2 項第 2 号の信託受益証券に係る受益権の数について減少が生じたとき（次条第 2 項の場合を除く。）は、直ちに、同条第 1 項の振替機関等に対し、特別受益者の申出内容の変更の申出をしなければならない。

2 前項の申出をする信託受益証券加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 前項の申出を行う信託受益証券についての記載又は記録がされている口座

(2) 前項の申出を行う信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(3) 特別受益者の氏名又は名称及び住所その他細則で定める事項

(4) 減少した数及び当該減少が生じた日

(特別受益者管理簿への記載又は記録)

第 89 条 振替機関等は、その信託受益証券加入者による第 87 条第 1 項の特別受益者の申出又は前条第 1 項の特別受益者の申出内容の変更の申出を受けたときは、その備える特別受益者管理簿及び特別受益者管理簿に準ずる帳簿に当該申出に係る第 86 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 振替機関等は、受益権の併合又は受益権の分割において、第 68 条第 10 項若しくは第

11 項、第 71 条第 10 項若しくは第 11 項により特別受益者の申出に係る信託受益証券についての記載又は記録がされている口座において当該信託受益証券についての増加又は減少の記載又は記録がされた場合には、それに応じて、特別受益者管理簿及び特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている当該信託受益証券に係る事項の変更の記載又は記録をしなければならない。

(特別受益者管理簿の記載又は記録の変更又は訂正)

第 90 条 振替機関等は、その備える特別受益者管理簿及び特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該特別受益者管理簿及び特別受益者管理簿に準ずる帳簿にその記載又は記録をしなければならない。

2 振替機関等は、その備える特別受益者管理簿及び特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(信託受益証券機構加入者による特別受益者の申出)

第 91 条 信託受益証券機構加入者の機構に対する特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出は、細則で定めるところにより行わなければならない。

2 機構は、その備える特別受益者管理簿に記録がされた信託受益証券については、第 120 条第 1 項の担保信託受益証券の届出があったものとして取り扱う。

第 2 款 特別受益者の申出の簡略化の取扱い

(担保専用口に記録された信託受益証券に係る特別受益者管理事務の委託)

第 92 条 機構は、信託受益証券機構加入者口座の担保専用口に記録がされた信託受益証券については、増加の記録がされたときに当該口座の信託受益証券機構加入者から特別受益者の申出があったものとして、減少の記録がされたときに当該口座の信託受益証券機構加入者から申出をした信託受益証券に係る受益権の数の減少に係る特別受益者の申出内容の変更の申出があったものとして取り扱う。

2 機構は、信託受益証券機構加入者口座の担保専用口に記録がされた信託受益証券についての前項の取扱いによる特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出に係る特別受益者管理簿に記録をすべき事項については、当該担保専用口の信託受益証券機構加入者(以下「申出省略信託受益証券機構加入者」という。)に対し、その管理に係る事務(以下「特別受益者管理事務」という。)を委託する。

(委託先信託受益証券機構加入者による特別受益者の管理)

第 93 条 機構から前条第 2 項の特別受益者管理事務の委託を受けた申出省略信託受益証券機構加入者(第 95 条の規定より当該申出省略信託受益証券機構加入者が当該特別受益者管理事務について他の信託受益証券機構加入者に再委託しているときは、当該他の信託受益証券機構加入者。以下「委託先信託受益証券機構加入者」という。)は、当該特別受益者管理事務に係る特別受益者を管理すべき帳簿(以下「特別受益者管理簿に準ずる帳簿」という。)を備え、当該委託又は再委託に係る信託受益証券について、機構が信託受益証券機構加入者による特別受益者の申出又は特別受益者の申出内容の変更の申出を受けたときにその備える特別受益者管理簿に記録をすべき事項を、当該特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 委託先信託受益証券機構加入者は、前項の特別受益者管理簿に準ずる帳簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(機構の請求に基づく委託先信託受益証券機構加入者による特別受益者管理簿記録事項の報告)

第 94 条 機構が委託先信託受益証券機構加入者に対して当該委託先信託受益証券機構加入者が特別受益者管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録をすべき事項についての報告を求めたときは、当該委託先信託受益証券機構加入者は、速やかに、必要な事項の報告をしなければならない。

(申出省略信託受益証券機構加入者による特別受益者管理事務の再委託の取扱い)

第 95 条 申出省略信託受益証券機構加入者は、その担保専用口に記載がされた信託受益証券に係る特別受益者の上位機関でないときは、特別受益者の上位機関である他の信託受益証券機構加入者又は特別受益者である他の信託受益証券機構加入者に対し、当該信託受益証券に係る特別受益者管理事務を再委託しなければならない。ただし、再委託することができない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(申出省略信託受益証券機構加入者による特別受益者管理事務委託状況の報告)

第 96 条 申出省略信託受益証券機構加入者は、毎営業日において、機構に対し、細則で定めるところにより、その担保専用口に記載がされている信託受益証券についての委託先信託受益証券機構加入者その他の細則で定める事項(以下「特別受益者管理事務委託状況」という。)の報告をしなければならない。

2 機構が認めた場合には、申出省略信託受益証券機構加入者は、前項の機構に対する報告を他の信託受益証券機構加入者に委託することができる。

(申出省略信託受益証券機構加入者及び委託先信託受益証券機構加入者による担保受入れ及び担保差入れ状況の報告)

第 97 条 申出省略信託受益証券機構加入者は、毎営業日において、機構に対し、細則で定めるところにより、担保受入れ及び担保差入れの状況を報告しなければならない。

2 委託先信託受益証券機構加入者は、毎営業日において、機構に対し、細則で定めるところにより、担保差入れの状況を報告しなければならない。

(機構における措置)

第 98 条 第 96 条第 1 項及び前条の規定による報告があった場合には、機構は、次に掲げる措置を執る。

(1) 第 96 条第 1 項の規定により申出省略信託受益証券機構加入者(当該申出省略信託受益証券機構加入者が同条第 2 項の規定により特別受益者管理事務委託状況の報告について他の信託受益証券機構加入者へ委託している場合には、当該他の信託受益証券機構加入者) から報告を受けた事項の特別受益者管理簿への記録

(2) 第 96 条第 1 項の規定により申出省略信託受益証券機構加入者から報告を受けた事項の委託先信託受益証券機構加入者への通知

(3) 第 96 条第 1 項、前条第 1 項及び同条第 2 項の規定により報告を受けた特別受益者管理事務委託状況並びに担保受入れ及び担保差入れの状況の内容に不整合がある場合には、申出省略信託受益証券機構加入者及び委託先信託受益証券機構加入者へのその旨の通知

(4) 第 96 条第 2 項の規定により特別受益者管理事務委託状況の報告について他の信託受益証券機構加入者へ委託をした申出省略信託受益証券機構加入者がある場合には、同項の規定により当該委託を受けた信託受益証券機構加入者から報告を受けた事項の当該申出省略信託受益証券機構加入者への通知

2 前項第 2 号の通知があった場合には、当該通知を受けた委託先信託受益証券機構加入者は、当該通知により通知された特別受益者管理事務を委託している申出省略信託受益証券機構加入者の担保専用口に記載がされている信託受益証券(当該委託に係るものに限る。) についての特別受益者管理事務を行わなければならない。ただし、次項の規定により当該通知により通知された事項の修正がされた場合には、その修正をした後の内容における信託受益証券についての特別受益者管理事務を行うものとする。

3 第 1 項第 3 号の通知があった場合には、当該通知を受けた申出省略信託受益証券機構加入者及び委託先信託受益証券機構加入者は、細則で定めるところにより、報告の修正等の必要な措置を執らなければならない。

第 3 款 信託財産名義の取扱い

(信託財産名義管理簿の備置)

第 99 条 機構及び株式等業務規程第 131 条に規定する信託財産名義通知信託口と同一の区分口座を受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度において開設を受けている信託受益証券機構加入者は、信託財産名義管理簿を備えなければならない。

(信託財産名義管理簿の保存)

第 100 条 機構及び前項の信託受益証券機構加入者は、その備える信託財産名義管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 101 条 信託財産名義管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 信託財産名義の取扱い(次条に規定する信託財産名義の取扱いをいう。) をする信託口に係る細則で定める事項
- (2) 信託財産名義として表示する名称
- (3) 信託財産名義ごとの信託受益証券の銘柄及び受益権の数
- (4) 前号の数についての増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日
- (5) その他細則で定める事項

(信託財産名義の取扱い)

第 102 条 信託受益証券機構加入者のうち、株式等業務規程第 134 条第 2 項に規定する申請を行った者は、機構に対し、当該信託受益証券機構加入者の信託口に記録された信託受益証券の全部又は一部につき、当該信託受益証券機構加入者口座の名義以外の名称(以下この章において「信託財産名義」という。) を総受益者通知に際して発行者に通知する取扱い(以下この章において「信託財産名義の取扱い」という。) の申出をすることができる。この場合において、当該信託受益証券機構加入者は、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 信託財産名義の取扱いの申出を行う信託受益証券についての記録がされている信託口に係る細則で定める事項
- (2) 信託財産名義の取扱いをする信託受益証券の銘柄及び受益権の数
- (3) 信託財産名義として表示する名称及び申出を行う信託財産名義に係る細則で定める事項
- (4) その他細則で定める事項

2 機構は、信託財産名義の取扱いに伴い生じた損害については、責任を負わない。

(信託財産名義の取扱いの申出内容の変更の申出)

第 103 条 前条の申出をした信託受益証券機構加入者は、同条第 1 項第 2 号の信託受益証券に係る受益権の数について増減が生じたとき(次条第 2 項の場合を除く。)は、機構に対し、信託財産名義の取扱いの申出内容の変更の申出をしなければならない。

2 前項の申出をする信託受益証券機構加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 前項の申出を行う信託受益証券についての記録がされている信託口に係る細則で定める事項

(2) 前項の申出を行う信託受益証券の銘柄及び受益権の数

(3) 前項の申出を行う信託受益証券の信託財産名義に係る細則で定める事項

(4) 増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日

(5) その他細則で定める事項

(信託財産名義管理簿への記載又は記録)

第 104 条 機構は、信託受益証券機構加入者による第 102 条第 1 項の申出又は前条第 1 項の申出を受けたときは、その備える信託財産名義管理簿に当該申出に係る第 101 条各号に掲げる事項を記録する。

2 機構及び信託財産名義通知信託口の信託受益証券機構加入者は、受益権の併合又は受益権の分割において、第 68 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 71 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により信託財産名義に係る信託受益証券についての記録がされている口座において当該信託受益証券についての増加又は減少の記録がされた場合には、それに応じて、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該信託受益証券に係る事項の変更の記載又は記録をしなければならない。

3 機構及び信託財産名義通知信託口の信託受益証券機構加入者は、その備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該信託財産名義管理簿にその記載又は記録をしなければならない。

4 機構及び信託財産名義通知信託口の信託受益証券機構加入者は、その備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(信託財産名義の取扱いの包括的な申出)

第 105 条 信託受益証券機構加入者は、機構加入者として、株式等業務規程第 137 条第 2 項に基づき機構から承認を受けた場合には、同条第 1 項に規定する信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うことができる。

(細則への委任)

第 106 条 この節に定めるもののほか、特別受益者の申出等に関する取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第 10 節 信託受益証券振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

(預託信託受益証券総数と信託受益証券振替口座簿に記載をすべき数についての照合)

第 107 条 機構は、毎営業日において、すべての信託受益証券の発行者に対し、当該発行者が発行している信託受益証券のうち機構の備える信託受益証券振替口座簿に記載がされている数を通知する。

2 信託受益証券の発行者は、前項の規定により通知を受けた内容について、細則で定めるところにより、当該信託受益証券の預託信託受益証券に係る受益権の総数との整合性の確認をしなければならない。

(信託受益証券機構加入者における信託受益証券振替口座簿に記載をすべき数等についての照合)

第 108 条 機構は、毎営業日において、すべての信託受益証券機構加入者に対し、その信託受益証券機構加入者口座に記載がされている信託受益証券に係る受益権の数を通知する。

2 信託受益証券機構加入者は、前項の規定により通知を受けた内容について、細則で定めるところにより、その備える信託受益証券振替口座簿に記載又は記録がされている信託受益証券に係る受益権の数との整合性(信託受益証券機構加入者が信託受益証券直接口座管理機関である場合に限る。)の確認をしなければならない。

(信託受益証券間接口座管理機関における信託受益証券振替口座簿に記載をすべき数等についての照合)

第 109 条 信託受益証券間接口座管理機関とその直近上位機関は、毎営業日において、前条の規定に準じた通知及び確認をしなければならない。

(細則への委任)

第 110 条 この節に定めるもののほか、信託受益証券振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続に関し必要な事項は、細則で定める。

第 11 節 総受益者通知に係る手続

(総受益者通知に係る受益者確定日)

第 111 条 機構は、信託受益証券について、次の各号のいずれかの日に該当した場合には、総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下「受益者確定日」という。）として、当該信託受益証券の発行者に対し、細則で定めるところにより、総受益者通知をする。

- (1) 受益証券発行信託の計算期日
- (2) 信託財産に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日
- (3) 信託受益証券に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日
- (4) 信託受益証券に係る受益権の併合又は分割が行われる場合で、当該併合又は分割による受益権の割当てを受ける受益者を確定させるための日
- (5) 信託受益証券に前各号に規定する以外の権利が付与される場合で、その権利者を確定させるための日
- (6) その他機構が定める日

(通知受益者)

第 112 条 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を受益者確定日における受益者（以下「通知受益者」という。）として総受益者通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。

- (1) 信託受益証券加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている信託受益証券に係る受益権の数（次号から第 4 号までに掲げる数を除く。） 当該口座の信託受益証券加入者
- (2) 信託受益証券加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている信託受益証券に係る受益権の数のうち特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。以下この章において同じ。）に記載又は記録がされている数 当該特別受益者管理簿に記載又は記録がされている数に係る特別受益者
- (3) 信託受益証券機構加入者の信託口（信託財産名義通知信託口を除く。）に記載がされている信託受益証券であって機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている数（第 2 号に掲げる数を除く。） 機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている当該信託受益証券に係る信託財産名義
- (4) 信託受益証券機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている信託受益証券に係る受益権の数 当該信託受益証券機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該信託受益証券に係る信託財産名義

(総受益者通知日程案内)

第 113 条 機構は、第 111 条第 1 項各号に掲げる日のいずれかが到来することとなったときは、細則で定めるところにより、信託受益証券機構加入者及び発行者に対し、総受益者通知に係る処理日程等に関する次に掲げる事項を通知する。

- (1) 受益者確定日

- (2) 受益者確定日に係る信託受益証券の銘柄(以下「総受益者通知対象銘柄」という。)
 - (3) 総受益者通知事由
 - (4) その他細則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた信託受益証券直接口座管理機関は、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。) の通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。

(総受益者報告対象受益権数通知)

第 114 条 機構は、信託受益証券直接口座管理機関(委託先信託受益証券機構加入者及び信託財産名義通知信託口の信託受益証券機構加入者を含む。以下この条及び次条において同じ。) に対し、細則で定めるところにより、当該信託受益証券直接口座管理機関が行うべき総受益者報告(次条第 1 項に規定する総受益者報告をいう。以下この条において同じ。) の対象となる信託受益証券に係る次に掲げる事項を通知する。

- (1) 受益者確定日
- (2) 総受益者通知対象銘柄
- (3) 当該信託受益証券直接口座管理機関が行うべき総受益者報告の対象となる信託受益証券機構加入者口座
- (4) 受益者確定日において前号の信託受益証券機構加入者口座に記録されている第 2 号の総受益者通知対象銘柄である信託受益証券に係る受益権の数
- (5) 受益者確定日において当該信託受益証券直接口座管理機関が他の信託受益証券機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている場合には、当該再委託に係る第 2 号の総受益者通知対象銘柄である信託受益証券に係る受益権の数(第 3 号の信託受益証券機構加入者口座に係るものに限る。)
- (6) 受益者確定日において当該信託受益証券直接口座管理機関が他の信託受益証券機構加入者から特別受益者管理事務の再委託を受けている場合には、当該再委託に係る第 2 号の総受益者通知対象銘柄である信託受益証券に係る受益権の数(第 3 号の信託受益証券機構加入者口座に係るものに限る。)
- (7) 当該信託受益証券直接口座管理機関が第 3 号の信託受益証券機構加入者口座について行うべき総受益者報告の対象となる第 2 号の総受益者通知対象銘柄である信託受益証券に係る受益権の数
- (8) その他機構が定める事項

(総受益者報告)

第 115 条 信託受益証券直接口座管理機関は、機構に対し、細則で定めるところにより、

次に掲げる事項についての報告(以下「総受益者報告」という。)をしなければならない。

- (1) 前条第7号の信託受益証券に係る通知受益者の氏名又は名称及び住所
- (2) 前号の通知受益者である受益者の口座
- (3) 第1号の通知受益者である受益者の有する信託受益証券(受益者確定日において当該信託受益証券直接口座管理機関若しくはその下位機関の信託受益証券加入者の口座に記載若しくは記録がされたもの又は当該信託受益証券直接口座管理機関が行う特別受益者管理事務若しくは信託財産名義管理事務に係るものに限る。)の銘柄及び受益権の数
- (4) 前号の信託受益証券についての記載又は記録がされている口座が第1号の通知受益者である受益者の口座でない場合には、当該記載又は記録がされている口座(細則で定める場合を除く。)
- (5) その他細則で定める事項

- 2 信託受益証券口座管理機関は、その直近上位機関から当該信託受益証券口座管理機関又はその下位機関の信託受益証券加入者の口座に記載又は記録がされている信託受益証券につき、前項又はこの項の報告のために必要な事項の報告を求められた場合には、速やかに、当該事項の報告をしなければならない。

(総受益者通知)

第116条 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える信託受益証券振替口座簿、特別受益者管理簿及び信託財産名義管理簿に記載されている内容に基づき、総受益者通知対象銘柄である信託受益証券の発行者に対し、細則で定めるところにより、通知受益者である受益者の氏名又は名称及び住所並びに受益者確定日において当該受益者の有する信託受益証券(当該受益者確定日に係るものに限る。)の銘柄及び受益権の数その他の細則で定める事項(以下「総受益者通知事項」という。)の通知(以下「総受益者通知」という。)をする。

(通知受益者の情報に変更が生じた場合の取扱い)

第117条 機構は、総受益者通知事項のうち細則で定める事項について、受益者確定日後において変更が生じた場合には、細則で定めるところにより、当該発行者に対し、その内容を通知する。

(細則への委任)

第118条 この節に定めるもののほか、総受益者通知に係る手続に関し必要な事項は、細則で定める。

第12節 担保信託受益証券に関する取扱い

(担保信託受益証券の届出)

第 119 条 振替の申請における振替元口座又は振替先口座の信託受益証券加入者は、機構に対し、当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保信託受益証券(担保の目的で譲り渡された信託受益証券(特別受益者の申出のあるものに限る。) をいう。以下同じ。) に関する届出(以下「担保信託受益証券の届出」という。) をすることができる。

2 信託受益証券加入者は、担保信託受益証券の届出をしようとする場合には、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、機構に対する担保信託受益証券の届出の取次ぎの請求(当該直近上位機関が機構である場合の機構に対する担保信託受益証券の届出を含む。以下同じ。) をしなければならない。

- (1) 振替元口座の信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 振替先口座の信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
- (3) 担保信託受益証券の受益者である信託受益証券加入者の氏名又は名称
- (4) 担保信託受益証券の銘柄
- (5) 振替日
- (6) その他細則で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、信託受益証券機構加入者が第 1 項の届出をする場合には、細則で定めるところにより行わなければならない。

4 信託受益証券加入者から第 2 項の担保信託受益証券の届出の取次ぎの請求を受けた信託受益証券口座管理機関が信託受益証券間接口座管理機関である場合には、当該信託受益証券間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第 2 項各号に掲げる事項を示して、当該担保信託受益証券の届出の取次ぎを委託しなければならない。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。) の委託を受けた信託受益証券口座管理機関が信託受益証券間接口座管理機関である場合について準用する。

6 信託受益証券直接口座管理機関は、その信託受益証券加入者から担保信託受益証券の届出の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から第 4 項(前項において準用する場合を含む。) の委託を受けた場合には、機構に対し、細則で定めるところにより、第 2 項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

7 第 2 項の取次ぎの請求がされた担保信託受益証券の届出は、前項の規定による通知がされたときに効力を生じるものとする。

(機構における記録)

第 120 条 機構は、信託受益証券加入者から担保信託受益証券の届出を受けた場合には、担保信託受益証券届出記録簿(担保信託受益証券の届出の内容を記録するための機構が備える帳簿をいう。) に当該届出における担保信託受益証券の受益者に係る情報として、

通知された事項の記録（以下「担保信託受益証券の届出の記録」という。）をする。

- 2 機構は、その備える担保信託受益証券届出記録簿に記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該担保信託受益証券届出記録簿にその記録をする。
- 3 機構は、その備える担保信託受益証券届出記録簿に記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記録の訂正をする。

（担保信託受益証券の届出の記録の解除の届出）

第 121 条 担保信託受益証券の届出の記録における振替元口座の信託受益証券加入者又は振替先口座の信託受益証券加入者は、当該記録に係る担保信託受益証券についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保信託受益証券に係る受益権の数についての記載又は記録がなくなったときは、遅滞なく、機構に対し、担保信託受益証券の届出の記録の解除の届出をしなければならない。

- 2 前項の担保信託受益証券の届出の記録の解除の届出については、担保信託受益証券の届出に関する第 119 条の規定を準用する。

（機構における記録の抹消）

第 122 条 機構は、前条の規定により信託受益証券加入者から担保信託受益証券の届出の記録の解除の届出を受けた場合には、当該届出に係る担保信託受益証券の届出の記録を抹消する。

（総受益者報告を受けた場合における特例）

第 123 条 機構は、信託受益証券直接口座管理機関（第 114 条の信託受益証券直接口座管理機関をいう。）から総受益者報告を受けた場合であって次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を執る。

- （1）当該総受益者報告に基づき、担保信託受益証券の届出の記録における振替先口座に担保信託受益証券の受益者の有する信託受益証券の記載又は記録がないことが判明したとき 当該担保信託受益証券の届出の記録の抹消
- （2）当該総受益者報告に基づき、担保信託受益証券についての担保信託受益証券の届出がされていないことが判明したとき 当該担保信託受益証券についての担保信託受益証券の届出の記録

（細則への委任）

第 124 条 この節に定めるもののほか、担保信託受益証券に関する取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第 13 節 分配金に関する取扱い

(信託受益証券口座管理機関による届出)

第 125 条 機構は、信託受益証券口座管理機関が口座管理機関として行う株式数比例配分方式(株式等業務規程第 166 条第 1 項に規定する株式数比例配分方式をいう。)に係る届出を、信託受益証券に係る受益権数比例配分方式(信託受益証券加入者が発行者から支払われる分配金(受益証券発行信託の信託財産に係る現金配当その他の一定の日の受益者に対して交付される金銭であって機構が細則で定めるものをいう。以下同じ。)の受領をその直近上位機関に委託し、発行者は当該委託に基づいて、信託受益証券加入者の直近上位機関が当該信託受益証券加入者のために開設する口座に記載又は記録がされた信託受益証券に係る受益権の数(当該信託受益証券に係るものに限る。)に応じて当該直近上位機関に対して分配金の支払いを行うことにより、信託受益証券加入者が分配金を受領する方法をいう。以下同じ。)の取扱いに関する届出とみなす。

(発行者によるゆうちょ銀行の口座の指定可否に係る届出)

第 126 条 信託受益証券の発行者は、受益者が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を分配金の振込先として指定することを認めるものとしたときは、速やかに、機構に対し、細則で定めるところにより、その旨及び変更日を届け出なければならない。

2 機構は、信託受益証券の発行者から前項の届出を受けたときは、細則で定めるところにより、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

3 前 2 項の規定は、信託受益証券の発行者が、株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を分配金の振込先として指定することを認めないものとした場合について準用する。

(信託受益証券加入者による分配金振込指定の取次ぎの請求)

第 127 条 信託受益証券加入者は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(信託受益証券の発行者が、受益者が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を分配金の振込先として指定することを認めている場合に限る。)への振込みの方法により分配金を受領しようとする場合には、その直近上位機関に対し、信託受益証券の発行者に対する分配金振込指定(信託受益証券加入者が金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を発行者に対して指定することをいう。以下同じ。)の取次ぎを請求することができる。

2 信託受益証券加入者は、登録分配金受領口座方式(信託受益証券加入者がその直近上位機関を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録分配金受領口座」という。)への振込みにより、当該信託受益証券加入者が保有するすべての銘柄の分配金を受領する方法をいう。以下同じ。)又は受益権数比例配分方式を利用しようとする場合

には、その直近上位機関に対し、その旨を示して前項の分配金振込指定の取次ぎの請求をしなければならない。

- 3 第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求をする信託受益証券加入者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 分配金振込指定の単純取次ぎ(次号又は第4号に該当する場合以外の分配金振込指定の取次ぎをいう。以下同じ。)を請求するときは、分配金振込指定の対象となる信託受益証券の銘柄及び分配金の振込先の口座(以下この節において「振込先口座」という。)として指定する金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座に関する細則で定める事項
 - (3) 登録分配金受領口座方式を利用しようとするときは、その旨及び登録分配金受領口座として指定する金融機関預金口座に関する細則で定める事項
 - (4) 受益権数比例配分方式を利用しようとするときは、その旨
- 4 信託受益証券機構加入者は、第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求を、細則で定めるところにより行わなければならない。
- 5 登録分配金受領口座方式又は受益権数比例配分方式を現に利用している信託受益証券加入者は、第3項第2号に規定する分配金振込指定の単純取次ぎを請求することはできない。
- 6 次に掲げる者は、受益権数比例配分方式を利用することができない。
 - (1) 受益権数比例配分方式非取扱機関(株式等業務規程第166条第4項に規定する株式数比例配分方式非取扱機関である信託受益証券口座管理機関をいう。)の信託受益証券加入者
 - (2) 信託受益証券機構加入者
- 7 信託受益証券加入者から第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求があった場合には、当該請求を受けた振替機関等は、第9項から第12項までに掲げるところにより、発行者に対し、当該分配金振込指定を取り次がなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、振替機関等は、その信託受益証券加入者から分配金振込指定の単純取次ぎの請求を受けた場合であって、現に当該信託受益証券加入者の口座の保有欄に当該信託受益証券加入者の指定する信託受益証券の銘柄に係る受益権の数の記録がないとき(細則で定める場合を除く。)は、当該分配金振込指定を取り次がないことができる。
- 9 第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求を受けた信託受益証券口座管理機関が信託受益証券間接口座管理機関である場合には、遅滞なく、その直近上位機関に対し、当該分配金振込指定の取次ぎを委託しなければならない。
- 10 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた信託受益証券口座管理機関が信託受益証券間接口座管理機関である場合について準用する。

- 11 信託受益証券直接口座管理機関は、その信託受益証券加入者から第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第9項（前項において準用する場合を含む。）の委託を受けたときは、細則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
- （1）分配金振込指定の対象となる信託受益証券の銘柄（第3号の分配金振込指定方式が分配金振込指定の単純取次ぎであるものに限る。）
 - （2）分配金振込指定を行う信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
 - （3）分配金振込指定方式（分配金振込指定の単純取次ぎ、登録分配金受領口座方式又は受益権数比例配分方式の別をいう。以下同じ。）
 - （4）振込先口座又は登録分配金受領口座に係る細則で定める事項（前号の分配金振込指定方式が分配金振込指定の単純取次ぎ又は登録分配金受領口座方式であるものに限る。）
 - （5）その他細則で定める事項
- 12 機構は、信託受益証券機構加入者から第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき又は信託受益証券直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、当該請求又は通知における分配金振込指定方式に応じて、細則で定めるときに、発行者に対し、次に掲げる事項を通知する。
- （1）分配金振込指定を行う信託受益証券加入者の氏名又は名称及び住所
 - （2）振込先口座又は登録分配金受領口座に係る細則で定める事項（前項第3号の分配金振込指定方式が分配金振込指定の単純取次ぎ又は登録分配金受領口座方式であるものに限る。）
 - （3）その他細則で定める事項
- 13 第1項の分配金振込指定は、前項の通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。
- 14 機構は、信託受益証券直接口座管理機関から第11項の通知を受けた場合であって、同項第3号の分配金振込指定方式が登録分配金受領口座方式若しくは受益権数比例配分方式であるとき又は信託受益証券機構加入者から登録分配金受領口座方式の利用を内容とする第1項の分配金振込指定の取次ぎの請求を受けたときは、当該分配金振込指定を行った信託受益証券加入者に係る情報として、加入者情報登録簿にその内容を登録する。
- 15 機構は、前項の登録を行った場合であって、当該分配金振込指定を行った信託受益証券加入者が当該分配金振込指定の取次ぎの請求を行った振替機関等以外の信託受益証券口座管理機関又は口座管理機関から口座の開設を受けているときは、当該信託受益証券口座管理機関又は口座管理機関に対し、当該信託受益証券加入者に係る分配金振込指定方式（分配金振込指定の単純取次ぎである場合を除く。）を通知する。この場合において、当該通知（当該信託受益証券加入者に係る分配金振込指定方式が受益権数比例配分方式である場合に限る。）を受けた信託受益証券口座管理機関又は口座管理機関は、当該信託

受益証券加入者から受益権数比例配分方式又は株式数比例配分方式に基づく分配金又は配当金の受領の委託を受けたものとして取り扱うものとする。

(信託受益証券加入者による分配金振込指定内容の変更の取次ぎの請求)

第 128 条 信託受益証券加入者は、前条の規定により分配金振込指定を行った場合であつて、当該分配金振込指定の内容の変更又は取消しをするときは、その直近上位機関に対し、発行者に対する分配金振込指定の内容の変更又は取消しの取次ぎの請求をしなければならない。

2 前条第 2 項から第 15 項までの規定は、前項の請求について準用する。

3 前項において準用する前条第 15 項前段の通知 (信託受益証券加入者に係る分配金振込指定方式が受益権数比例配分方式から他の方式への変更又は受益権数比例配分方式の取消しを内容とする場合に限る。) があつた場合には、当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関又は口座管理機関は、当該信託受益証券加入者から受益権数比例配分方式又は株式数比例配分方式に基づく分配金又は配当金の受領に係る事務の委託の解除があつたものとして取り扱うものとする。

(分配金支払予定額の通知)

第 129 条 信託受益証券の発行者は、受益者ごとの分配金支払予定額の確定後、分配金支払開始日前の細則で定める日までに、細則で定めるところにより、機構に対し、受益権数比例配分方式を利用して分配金を受領する受益者に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 受益証券発行信託の計算期日 (分配金の割当ての基準日をいう。以下同じ。)

(2) 分配金の支払いの対象となる信託受益証券の銘柄

(3) 受益権数比例配分方式による分配金の支払いの対象となる受益者の氏名又は名称及び住所

(4) 前号の受益者ごとの源泉徴収税額控除前の分配金支払予定額

(5) 分配金支払開始日 (分配金の支払いを開始する日をいう。以下同じ。)

2 前項の通知があつた場合には、機構は、細則で定めるところにより、受益権数比例配分方式を利用して分配金を受領する受益者の口座を開設する信託受益証券口座管理機関ごとに、当該信託受益証券口座管理機関がその信託受益証券加入者からの委託に基づいて受領すべき分配金相当額 (以下「分配金支払予定額」という。) を算出し、信託受益証券の発行者に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 受益証券発行信託の計算期日

(2) 分配金の支払いの対象となる信託受益証券の銘柄

(3) 分配金の受領に係る信託受益証券口座管理機関の金融機関預金口座 (以下「信託受益証券口座管理機関分配金受領口座」という。) に係る細則で定める事項

- (4) 信託受益証券口座管理機関分配金受領口座ごとの分配金受払予定額
 - (5) 分配金支払開始日
 - (6) その他細則で定める事項
- 3 機構は、第1項の通知により通知を受けた同項第5号の分配金支払開始日前の細則で定める日において、細則で定めるところにより、同項第3号の受益者の口座を開設する信託受益証券口座管理機関（当該信託受益証券口座管理機関が信託受益証券直接口座管理機関でないときは、その上位機関である信託受益証券直接口座管理機関）に対し、次に掲げる事項の通知をする。
- (1) 受益証券発行信託の計算期日
 - (2) 分配金の支払いの対象となる信託受益証券の銘柄
 - (3) 分配金の支払いの対象となる受益者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 前号の受益者からの委託に基づいて信託受益証券口座管理機関が発行者から受領する分配金相当額
 - (5) 分配金支払開始日
 - (6) その他細則で定める事項
- 4 前項の通知があった場合であって、同項の通知を受けた信託受益証券直接口座管理機関が同項第3号の受益者の直近上位機関でないときは、当該信託受益証券直接口座管理機関は、速やかに、その直近下位機関のうち当該受益者の直近上位機関であるもの又はその上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項の通知をしなければならない。
- 5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた信託受益証券口座管理機関について準用する。
- 6 発行者は、機構から通知を受けた第2項に掲げる事項の内容に従い、信託受益証券口座管理機関分配金受領口座あての振込みにより、受益権数比例配分方式による分配金の支払いの対象となる受益者の分配金を支払わなければならない。

（細則への委任）

第130条 この節に定めるもののほか、分配金に関する取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第14節 信託受益証券の取扱廃止時の取扱い

（振替機関等における信託受益証券振替口座簿の記載又は記録の抹消）

第131条 振替機関等は、細則で定めるところにより、取扱廃止日において、その備える信託受益証券振替口座簿中の取扱いを廃止する信託受益証券についての記載又は記録がされている口座において、当該信託受益証券の全部についての記載又は記録の抹消をし

なければならない。

第3章 信託財産と信託受益証券との転換の取扱い

第1節 転換の取扱い

(転換の取扱い)

第132条 受益証券発行信託に係る信託財産と信託受益証券との間の発行者への転換請求については、発行者に対して転換請求を行うことのできる者として、信託受益証券の発行者から指定を受けた信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関（以下「指定転換請求者」という。）が行うものとする。

2 前項に規定する指定転換請求者について、追加、変更又は解除があった場合には、機構は、細則で定める事項を、細則で定める方法により通知するものとする。

3 受益証券発行信託に係る信託財産と信託受益証券との間の転換請求については、この規則、細則その他機構が定めるところによるもののほか、当該信託受益証券に係る受益証券発行信託契約に定めるところによるものとする。

(細則への委任)

第133条 この節に定めるもののほか、転換の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第2節 追加信託の取扱い

(追加信託の請求等)

第134条 指定転換請求者から口座の開設を受けた信託受益証券加入者が行う転換のうち、当該信託受益証券加入者が、受益証券発行信託に係る信託財産を追加信託し、信託受益証券に転換する場合（以下この節において「追加信託」という。）において、当該追加信託に係る信託受益証券の発行者への請求は、細則で定める事項を記載した所定の転換請求書を信託受益証券加入者から受領したうえで、指定転換請求者が行うものとする。

2 指定転換請求者は、指定転換請求者が自ら追加信託を行う場合又は前項に基づく信託受益証券加入者からの追加信託に係る請求があった場合には、速やかに、細則で定める事項を記載した所定の転換請求書を信託受益証券の発行者に対して提出するものとする。

3 信託受益証券の発行者は、前項に規定する転換請求書を受領した場合には、当該転換請求書を提出した指定転換請求者に対して、受益証券発行信託に係る信託財産の決済日その他細則で定める事項を記載した所定の転換手続連絡票により通知するものとする。

(追加信託に係る信託財産の振替)

第 135 条 指定転換請求者は、信託財産の決済日に、当該信託財産が当該信託受益証券の発行者の口座に振替が行われるよう所要の手続を行うものとする。

(追加信託に係る新規記録通知)

第 136 条 信託受益証券の発行者は、前条に規定する指定転換請求者からの信託財産の振替が行われたことを確認した場合には、速やかに、追加信託によって生じた受益権に応じた信託受益証券を発行するとともに、機構に対して、次に掲げる事項の新規記録通知を行うものとする。

(1) 信託受益証券の銘柄

(2) 前号の信託受益証券に係る受益者である信託受益証券加入者の氏名又は名称が明らかになるものとして細則で定める事項

(3) 前号の信託受益証券加入者のために開設された第 1 号の信託受益証券の取扱いを行うための口座が明らかになるものとして細則で定める事項

(4) 信託受益証券加入者ごとの第 1 号の受益権の数

2 信託受益証券機構加入者は、前項の規定に基づく新規記録通知が、当該信託受益証券機構加入者の下位機関の信託受益証券加入者のものである場合には、速やかに、同項各号に掲げる事項を直近下位機関に通知しなければならない。

3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた信託受益証券間接口座管理機関について準用する。

4 第 1 項又は第 2 項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、新規記録通知が行われた後、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。

(1) 当該振替機関等が信託受益証券の預託を行った信託受益証券加入者の口座を開設した者である場合 当該口座の保有欄における当該信託受益証券加入者に係る預託信託受益証券の受益権の数の増加の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が信託受益証券の預託を行った信託受益証券加入者の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって当該信託受益証券加入者の上位機関であるものの顧客口における当該信託受益証券加入者に係る預託信託受益証券の受益権の数の増加の記載又は記録

5 信託受益証券機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、機構は、当該信託受益証券機構加入者口座の信託受益証券機構加入者及び信託受益証券の発行者に対し、その旨を通知する。

(細則への委任)

第 137 条 この節に定めるもののほか、追加信託の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第3節 信託の一部解約の取扱い

(一部解約の請求等)

第138条 指定転換請求者から口座の開設を受けた信託受益証券加入者が行う転換のうち、当該信託受益証券加入者が有する信託受益証券に係る受益権について、その全部又は一部に係る受益証券発行信託を解約し、信託財産に転換する場合(以下この節において「一部解約」という。)において、当該一部解約に係る信託受益証券の発行者への請求は、細則で定める事項を記載した所定の転換請求書を信託受益証券加入者から受領したうえで、指定転換請求者が行うものとする。

- 2 指定転換請求者は、指定転換請求者が自ら一部解約を行う場合又は前項に基づく信託受益証券加入者からの一部解約に係る請求があった場合には、速やかに、細則で定める事項を記載した所定の転換請求書を信託受益証券の発行者に対して提出するものとする。
- 3 前項の規定する転換請求書を受領した場合には、信託受益証券の発行者は、当該転換請求書を提出した指定転換請求者に対して、発行者への信託受益証券の振替日その他細則で定める事項を記載した所定の転換手続連絡票により通知するものとする。

(一部解約に係る信託受益証券の振替)

第139条 指定転換請求者は、前条第3項の規定により通知される信託受益証券の発行者への信託受益証券の振替日に、当該一部解約に係る信託受益証券の受益権の数が発行者の口座に振替が行われるよう手続を行うものとする。

- 2 前項の場合において、指定転換請求者である信託受益証券機構加入者(指定転換請求者が信託受益証券機構加入者ではない場合には、その上位機関である信託受益証券機構加入者)が行う振替の方法は、細則で定める。

(一部解約に係る発行者における取扱い)

第140条 信託受益証券の発行者は、前条の規定により振替がなされた信託受益証券について、発行者の口座から抹消されるよう処理をしなければならない。この場合における抹消の手続は、第79条の規定を準用する。

- 2 前項の場合において、発行者(発行者が信託受益証券機構加入者ではない場合には、その上位機関である信託受益証券機構加入者)が行う抹消の方法は、細則で定める。
- 3 信託受益証券の発行者は、第1項の処理後、速やかに、当該信託受益証券に係る受益権の一部解約に係る信託財産を指定転換請求者に振り替えるための処理を行うものとする。

(細則への委任)

第 141 条 この節に定めるもののほか、一部解約の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

第 4 章 手数料

(手数料)

第 142 条 信託受益証券の発行者、信託受益証券機構加入者及び機構に対し次条の規定に基づく請求を行う者(信託受益証券機構加入者の利害関係人に限る。)(以下「徴収対象者」という。)は、別表で定める手数料(別表に定める手数料項目ごとに算出された金額の合計額をいう。)を機構に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。

(納入時期)

第 143 条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 信託受益証券の発行者

前年 12 月から 5 月までの 6 か月分については 6 月の最終営業日まで、6 月から 1 月までの 6 か月分については 12 月の最終営業日まで

(2) 信託受益証券機構加入者

当月分について翌月の最終営業日まで

(3) 機構に対し第 146 条第 1 項の規定に基づく請求を行う者(信託受益証券機構加入者の利害関係人に限る。)

機構が別に指定する日まで

(遅延損害金)

第 144 条 機構は、徴収対象者が前条に規定する納入時期までに手数料の納入をしなかった場合には、未納入金額 100 円につき 1 日 4 銭の割合による遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。

(手数料の料率の変更等)

第 145 条 別表に掲げる手数料の料率並びに別表に掲げる手数料以外の手数料及びその料率は、機構が取締役会の決議を経てこれを定める。

第 5 章 雑則

(信託受益証券振替口座簿の記載事項又は記録事項についての請求)

第 146 条 信託受益証券加入者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える信託受益証券振替口座簿の自己の口座に記載され、若しくは記録がされている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができる。当該口座につき利害関係を有する者として政令（法第 277 条に規定する政令をいう。）で定めるもの（以下「利害関係人」という。）についても、正当な理由があるときは、同様とする。

2 信託受益証券加入者及びその利害関係人は、前項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける機構又は信託受益証券口座管理機関に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

（ 1 ）請求者の氏名又は名称及び住所

（ 2 ）請求の目的

（ 3 ）請求の対象となる信託受益証券機構加入者口座又は信託受益証券加入者に係る口座

（ 4 ）その他証明すべき事項を特定するに足りる事項

3 前項の場合において、利害関係人が当該請求をするときは、その利害関係を明らかにする書面を提出しなければならない。

4 信託受益証券機構加入者及びその利害関係人が機構に対して第 1 項の請求をする場合には、細則で定めるところにより行わなければならない。

（業務の一部委託）

第 147 条 機構は、第 51 条第 1 項の規定に定めるほか、機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を運営するために必要があると認める場合には、その業務の一部を他の者に委託することができる。

2 機構は、前項の場合において、委託しようとする業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する法人を委託先として選定するものとする。

3 機構は、業務の委託に関し、委託先と次に掲げる事項を含む契約を締結する。

（ 1 ）業務の内容及び範囲

（ 2 ）委託する期間

（ 3 ）機構が、委託先に対し、委託業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は関係書類その他の物件を調査することができること。

4 機構は、前項の契約に、委託先が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付すものとする。

5 機構は、第 1 項の規定により受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の一部を委託する場合には、命令第 8 条第 1 項各号に掲げる事項を記載又は記録した書面及び当該書面に同条第 2 項各号に掲げる書類を添付して、あらかじめ主務大臣に届け出るものと

する。

(免責)

第148条 機構は、信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関が機構との間の受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に関し損害を受けることがあっても、機構に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

2 機構は、前項に規定するもののほか、機構の故意又は重大な過失が認められない事由により生じた損害については、責任を負わない。

(報告及び調査)

第 149 条 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の適正な運営を確保するために必要かつ適当であると認める場合には、その理由を示して、信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務に関し必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関が備える信託受益証券振替口座簿、特別受益者管理簿、特別受益者管理簿に準ずる帳簿、及び信託財産名義管理簿を閲覧することができる。

(統計等の公表等)

第 149 条の 2 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて統計等の公表等を行うことができる。

(所要事項の決定等)

第 150 条 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度を適正かつ確実に行うため、この規則に定めるもののほか必要な事項につき細則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(制度の廃止)

第 151 条 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度の存続の必要がないと認める場合には、6か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第22条第1項の規定により法第3条第1項の指定を取り消された場合には、この限りでない。

(規則の改正)

第 152 条 機構は、受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、取締役会の決議を経て、この規則を改正することができる。

(準拠法及び合意管轄)

第 153 条 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度に関する機構と信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

2 受益証券発行信託受益証券保管振替決済制度に関する機構と信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関の間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において信託受益証券の発行者、受益権原簿管理人、信託受益証券機構加入者及び信託受益証券間接口座管理機関に対し訴訟を提起することを妨げられない。

(日本語による書類の届出等)

第 154 条 受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において使用する言語は、日本語とする。ただし、機構が認める場合には、この限りでない。

附 則

この規則は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 17 日通知)

この改正規定は、平成 20 年 3 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 6 月 12 日通知)

この改正規定は、平成 20 年 6 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 12 月 4 日通知)

(施行期日)

第1条 この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則（以下「決済合理化法附則」という。）第1条本文に規定する同法施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び第3条の規定については、施行日の前営業日から施行する。

（信託受益証券参加者による振替手続）

第2条 次に掲げる信託受益証券参加者（特例信託受益証券参加者として、機構から承認を受けた者を含む。以下同じ。）は、施行日の前営業日までに、信託受益証券参加者口座に記載又は記録されている信託受益証券を、他の信託受益証券参加者の口座へ振り替えるための手続をとらなければならない。

（1）施行日において、機構加入者又は間接口座管理機関とならないもの

（2）施行日に間接口座管理機関となる場合において、その上位機関に信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関とならない者がいるもの

（信託受益証券参加者の口座廃止に係るみなし申請等）

第3条 機構は、前条に規定する者にあつては、施行日の前日に信託受益証券参加者口座の廃止申請（特例信託受益証券参加者にあつては、信託受益証券参加者からの契約解除の届出をいう。）があつたものとみなし、同日付で当該口座を廃止する。

（信託受益証券機構加入者又は信託受益証券間接口座管理機関への移行）

第4条 施行日の前日において信託受益証券参加者である者は、施行日において、機構から、信託受益証券機構加入者として信託受益証券の取扱いを行うための口座の開設又は信託受益証券間接口座管理機関として承認を受けたものとみなす。

（手数料）

第5条 改正前規則第86条に規定する手数料の請求方法については、なお従前の例による。

2 改正前規則第86条第2項の規定に基づく受益証券発行信託の受益証券に関する手数料及びその料率に規定する保管手数料については、施行日の属する月の月初から施行日の前日までの各日が全て休業日に当たる場合には、当該休業日の保管手数料を徴収しない。

附 則（平成21年3月30日通知）

この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。ただし、口座照会手数料に係る改正規定は、平成21年1月5日以降に行われた振替先口座等の照会について適用する。

附 則（平成 21 年 9 月 28 日通知）

この改正規定は、平成 21 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 21 年 10 月 26 日通知）

この改正規定は、平成 21 年 11 月 19 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定めるところによるものとする。

（ 1 ）第 16 条第 7 項及び第 8 項の改正規定 平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

（ 2 ）第 129 条第 1 項の改正規定は、平成 21 年 11 月 1 日から施行し、平成 22 年 1 月 1 日以降に分配金支払開始日が到来するものについて適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日通知）

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。